

2017

DISCLOSURE

アニコム損害保険の現状



アニコム損害保険株式会社

日頃より、アニコム損害保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社の経営方針・事業概況・財務状況などについて皆様にご理解いただきたく、

「アニコム損害保険の現状 2017」を発行いたしました。

本誌が、当社をご理解いただく一助として、皆様のお役に立てれば幸いに存じます。

※本誌は「保険業法第111条」および「同施行規則第59条の2及び第59条の3」に基づいて作成したディスクロージャー誌（保険会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類）です。

■ アニコムグループ経営理念



ani+com=anicom

アニコムグループは、それぞれの命が持つ個性の違いを互いに尊重しあい、
分業協力することで、世界中に「ありがとう」を拡大します。

アニコムグループでは、社名に掲げた
「ani（命）+communication（相互理解）=∞（無限大）」を企業活動の根源にすえています。
命あるものがお互いに理解し、ともに一つの目的に向かって力を合わせることで、
これまで不可能と思われていたことが可能になると考えているからです。
私たちはペット保険事業を柱にこの無限大の価値創造力を活かし、「ありがとう」を拡大します。

■ アニコムグループ経営方針

1

オープン・マネジメント

■アニコムグループは、オープンで、「対話のできる法人」を目指します。

組織が大きくなるにつれて、ステークホルダーの皆様の声は、法人に届きにくくなりがちです。アニコムグループでは、ステークホルダーの皆様から「見える」「話せる」と実感していただける「対話のできる法人グループ」を目指してオープン・マネジメントを推進します。

2

マーケットアウト・マネジメント

■アニコムグループは、常にお客様の視点に立って、新しい価値の創造に努めます。

アニコムグループは、常にお客様の視点に立ち、お客様の求めるサービスを創りだす、マーケットアウト（お客様の真のニーズにお応えすること）を意識することで、常に柔軟な経営を徹底し、お客様の願いを実現するとともに、新しい価値を創造することに努めます。

3

ロールプレイング・マネジメント

■アニコムグループは、個々に与えられた役割（ロール）を最高に演じる（プレイング）ことで、個人と組織の飛躍的成長を促進します。

アニコムグループは、個々と組織の役割を明確にし、その役割を役者のごとく最高に演じることで、何事にも果敢に挑戦し続け、常に新たなスキルを吸収し、飛躍的な成長を促進させる経営を実践します。

※アニコムグループについては、15ページをご参照ください。



contents

シンボルマーク



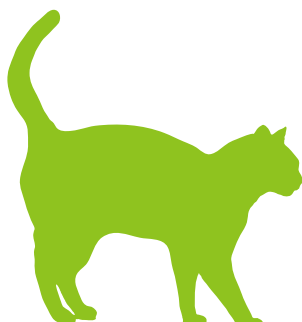
「はっぱ」のシンボルマークは、4枚のハート型の「はっぱ」で構成されています。ハート型でアニコムグループの理念である「命」を連想させるとともに、4枚の「はっぱ」をつなぐことで、分業協力する「命」の姿を表しています。色は、「命」をイメージする植物の芽の色、アニコムライトグリーンを配しています。

アニコム損保の経営方針

私たちアニコム損保は、ペット保険を通じて、
飼い主の皆様の「涙」を減らし、「笑顔」を生みだす
保険会社を目指します。

家族であるどうぶつがケガや病気をして喜ぶ飼い主はいません。つまり、ケガや病気で保険金をお受け取りになられることは、飼い主の皆様が『涙』を流していることを意味します。

アニコム損保では、保険金支払データの分析を通じて、どうぶつがケガをしない、病気にならないための情報の提供など、飼い主の皆様が『涙』を減らし、『笑顔』を生みだす保険会社を目指して、グループをあげてケガや病気の予防促進に取り組んでまいります。



会社概要	2
沿革	2
トップメッセージ	3
予防への取り組み	4
トピックス	6
社会貢献活動	8
代表的な経営指標	10

I 経営について

1. アニコムグループの概要	15
2. 2016年度の事業概況	16
3. コーポレート・ガバナンスの状況	18
コーポレート・ガバナンス体制	18
反社会的勢力の排除	20
4. 内部統制システム	21
5. コンプライアンス	23
コンプライアンス体制	23
勧誘方針	24
6. リスク管理	25
7. 個人情報の保護	27
特定個人情報保護基本方針	31
8. 利益相反取引の管理	32
9. 募集制度	33
10. 「お客様の声」への対応	35

II 業務について

1. 保険のしくみ	42
2. 約款	42
3. 取扱商品	43
4. 保険金のお支払い	44
5. 各種サービス	48

III コーポレートデータ

1. 株式の状況等	51
2. 会社の組織	52
3. 役員の状況	53
4. 会計監査人の状況	54
5. 従業員の状況等	55

IV 業績データ

IV-1 主要な業務に関する事項

1. 直近の5事業年度における主要な業務の 状況を示す指標	58
2. 業務の状況を示す指標	59

IV-2 財産の状況

1. 計算書類	70
2. リスク管理債権	76
3. 債務者区分に基づいて区分された債権	77
4. 単体ソルベンシー・マージン比率	78
5. 時価情報	79
6. 会計監査及び代表者による財務諸表に 関する確認書	80

損害保険用語の解説	81
-----------	----

会社概要

(2017年7月1日現在)

社名（英文社名）	アニコム損害保険株式会社（Anicom Insurance, Inc.）
代表取締役会長	小森 伸昭
代表取締役社長	野田 真吾
設立年月日	2006年1月26日 （アニコム インシュアランス プランニング株式会社として設立）
開業日	2008年1月10日
本社所在地	〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39階
電話番号	03-5348-3777
資本金	5,050百万円
従業員数	386名（2017年3月31日現在）
株主	アニコム ホールディングス株式会社（100%）
事業内容	損害保険業

沿革

2006年 1 月	アニコム インシュアランス プランニング株式会社設立
2007年10月	資本金を35億円とする（資本準備金6億1,400万円）
2007年12月	金融庁より損害保険業免許取得 アニコム損害保険株式会社へ商号変更
2008年 1 月	ペット保険「どうぶつ健保」販売開始 （4月1日以降保険責任開始契約）
2008年 4 月	ペット保険「どうぶつ健保」補償開始
2009年 3 月	12億円増資し、資本金41億円に（資本準備金12億1,400万円）
2010年 3 月	親会社のアニコム ホールディングス株式会社が 東京証券取引所マザーズ市場へ上場 5億円増資し、資本金43億5,000万円に（資本準備金14億6,400万円）
2012年 3 月	7億円増資し、資本金47億円に（資本準備金18億1,400万円）
2013年 9 月	7億円増資し、資本金50億5,000万円に（資本準備金21億6,400万円）
2014年 6 月	親会社のアニコム ホールディングス株式会社が 東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2015年10月	本社を新宿区西新宿へ移転

トップメッセージ

日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は「涙を減らし、笑顔を生みだす保険会社」を経営方針に掲げ、ペット保険の普及に努めております。

おかげさまで、2017年3月末時点の、保有契約は63万5,000件、対応動物病院様は6,083病院となりました。また、2016年度の保険金のお支払件数は約283万件となり、「どうぶつの健康保険制度」として多くのお客様にご利用いただいております。

2016年度は、弊社の目指す「予防型保険」の実現に向け、どうぶつの腸内細菌の研究を本格的に開始いたしました。どうぶつ種毎に、腸内細菌と病気の発症の関連性を分析することで、病気の予防につなげるだけでなく、どうぶつの遺伝病を一つでも少なくすることを目指し、アニコムグループ全体で取り組みを進めてまいります。

私たち人間とともに暮らすどうぶつは「家族の一員」であり、私たちの心に豊かさをもたらし、明日への大きな活力を与えてくれる、かけがえのない存在となっています。それはまさに、私たちにとって「心の発電所」といえる存在です。

今後も、どうぶつと飼い主が、健康に笑顔で幸せに暮らせる社会作りに貢献するべく、役職員一丸となって尽力してまいります。引き続き、より一層のご支援・ご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2017年7月

アニコム損害保険株式会社
代表取締役社長

野田真吾



予防への取り組み

■「涙を減らし、笑顔を生みだす保険会社」を目指して

当社は、「涙を減らし、笑顔を生みだす保険会社」を経営方針に掲げ、家族の一員であるどうぶつにも安心して医療を受けることができる環境を整え、ケガや病気を「予防」し「笑顔」につなげ、すべてのどうぶつの幸せと安心を創造することを目指しています。このビジョンに向けて、アニコムグループ各社と連携し、以下の取り組みを推進しています。

■STOP熱中症プロジェクト

犬の熱中症の減少を目指して、熱中症の予防啓発活動を2013年度から展開しています。

2016年度は、株式会社ライフビジネスウェザーのご協力をいただき、全国10地点の「熱中症週間予報」を「STOP熱中症プロジェクトサイト」および「アニコムグループ公式Facebookページ」において毎週金曜日に配信し、多くの皆さまにご活用いただきました。

犬の熱中症は、飼い主が正しい知識を持つことで予防が可能です。今後も活動を継続してまいります。



■「知るワクチン」の配信

ご契約者に対する予防情報の発信・啓発の取り組みとしてメールによる予防情報「知るワクチン」を配信しています。犬の「外耳炎」「胃腸炎」「白内障」「膿皮症」、猫の「尿石症」などの症状、予防方法をわかりやすく図解し、発症が多く見られる品種・年齢のご契約者を対象にお伝えしています。



■無事故（625）の日表彰

当社では、6月25日を「625（無事故）の日」として、賠償責任事故の予防に取り組んでいます。

2016年度は、当社が営業を開始した2008年から8年余り賠償責任事故ゼロを達成した柴犬とご契約者をアニコパークにお招きし、表彰式を開催いたしました。

表彰式には9頭の柴犬とそのご家族が出席し、最高年齢の18歳の柴犬には特別賞を贈呈いたしました。



■「家庭どうぶつ白書2016」の発行

2016年12月15日に「家庭どうぶつ白書2016」を発行いたしました。

2016年版は、家庭どうぶつの家族化について改めて考えることをテーマとし、「どうぶつにやさしい住まい」や「どうぶつの健康寿命」を考えるコラムを掲載いたしました。

また、ご契約者にご回答いただいた大規模アンケートの結果を通じ、どうぶつがどのように家族に受け入れられているのかご紹介するとともに、「飼い主が地震に備えておくべきこと」などを掲載し、どうぶつとの暮らし全般に活用いただける内容となっています。

今後も皆さまに役立つ情報が提供できるよう努めてまいります。



トピックス

■ホームページリニューアル

2017年3月14日にホームページをリニューアルいたしました。

多くの皆さまにより快適にご利用いただけるよう、デザインを一新し、パソコン、スマートフォン、タブレットのいずれからでも使いやすいホームページへとリニューアルいたしました。

ホームページからは、うさぎ、フェレット、ハリネズミなど犬猫以外のエキゾチックアニマルに関する情報を配信するWebマガジン「ミニまる PLANET」、身近なペットに関する知識から、絶滅が危惧される野生動物の生態、皮膚や腸内に共生している細菌まで、いきものに関するさまざまな話題を配信するWebマガジン「anicom you」などもお楽しみいただけます。



■「どうぶつ健保はっぴい」ご契約対象どうぶつを追加

ペットショップ等の動物取扱業者で、どうぶつを迎えると同時にご契約いただける「どうぶつ健保はっぴい」は、「鳥・うさぎ・フェレット」を対象としていました。小動物でも、ケガや病気をした際には、納得いく治療を受けさせてあげたいというニーズの高まりを受け、2016年11月1日より、ご契約対象どうぶつに「モモンガ・リス・ハムスター・ネズミ・モルモット・ハリネズミ・カメ・トカゲ」を追加いたしました。今後もお客様のお役にたてる保険商品の販売を目指してまいります。



■コンテストの開催

ご契約者にご参加いただける各種コンテストを開催しています。

2016年度は、入賞作品で2017年のカレンダーを作成する「第3回どうぶつフォトコンテスト」、「わが子の変顔・変ポーズ」を募集した「第4回どうぶつフォトコンテスト」のほか、「わが子のお茶目なエピソード」を川柳で表現する「第3回どうぶつ川柳コンテスト」を開催いたしました。見るだけで元気が湧いてくる、ほのぼのと癒やされるなど、多くのお声をいただいております。

今後もどうぶつと暮らす楽しさ、素晴らしさをより多くの方にお伝えするべく、継続してまいります。



■オリコン日本顧客満足度調査 ペット保険部門で総合第1位

オリコン株式会社が2016年10月3日に発表した「2016年オリコン日本顧客満足度調査 ペット保険部門」において、総合第1位に選ばれました。

本ランキングは、どうぶつがケガや病気で通院や入院、手術を受けた際に、加入しているペット保険を適用し、保険金を受け取ったことがある人を対象とした総合的な満足度調査です。当社は「加入手続き」「保険プラン」などについて高い評価をいただくとともに、「猫部門」でも第1位に選ばれました。



■「LINE」を利用した保険金請求サービスを開始

2017年5月より、コミュニケーションアプリ「LINE」を利用して保険金請求の手続きができるサービスを開始いたしました。

対応病院での窓口精算ができなかった場合でも、保険金をご請求いただくのに必要だった書類の記入や郵送の負担を省き、「LINE」で素早く簡単に保険金請求ができるようになりました。「LINE」上では、いくつかのボタンタップや、診療明細書を撮影し、送信するなどの操作により、約3分で保険金請求が完了します。

これからもお客様の利便性の向上に努めてまいります。

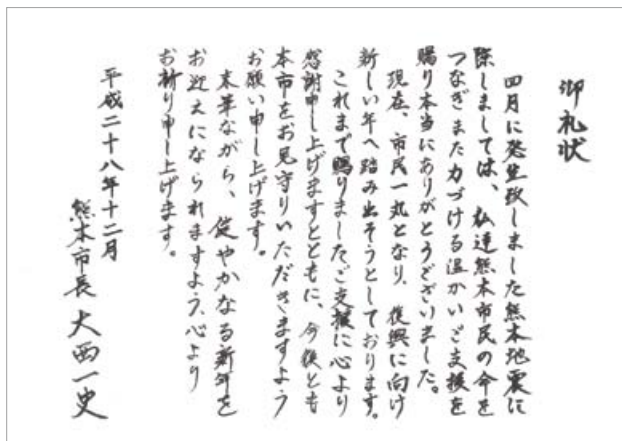


社会貢献活動

アニコムグループでは、人とどうぶつが安心してともに暮らせる社会を目指して、以下の社会貢献活動に取り組んでいます。

■被災地支援

2016年4月に発生した熊本地震において、アニコムグループの獣医師およびレスキュー車を熊本県熊本市、益城町に派遣し、被災どうぶつの健康相談などを実施いたしました。12月には、熊本市長より御礼状を受け取りました。



■自治体との取り組み

動物愛護法の規定により、動物取扱責任者は自治体が開催する「動物取扱責任者研修」を1年に1回受講する必要があります。神奈川県横浜市、宮城県から当社にご依頼いただき、当社の獣医師が、研修の講師を担当いたしました。ペット保険の概要、正しい投薬と消毒方法、感染症や賠償責任事故、誤飲事故の予防などの内容で、神奈川県横浜市で5回、宮城県で2回の研修を実施いたしました。



■動物愛護啓発活動の実施

アニコムグループでは、グループ会社横断プロジェクト「PAW」(Project Animal Welfare)を立ち上げ、動物愛護に資する活動を行っています。

2016年度は、9月20日から26日の動物愛護週間に、埼玉県と共同で動物愛護を啓発するリーフレットおよびノベルティを作成し、埼玉県知事が委嘱するボランティア(動物愛護推進員)とともに浦和駅前で配布いたしました。不幸などうぶつを生まない社会を目指し、今後も活動を継続してまいります。



■災害救助犬の育成への協賛

当社は、社団法人ジャパンケネルクラブが行っている災害救助犬(地震などによる家屋倒壊現場で被災者を捜索する地震救助犬)の育成活動に協賛しています。

全国25ヶ所の訓練所で訓練を受け、認定試験に合格した犬だけがJKC災害救助犬として認定を受け、被災現場等へ出動することができます。2016年度は49頭がチャレンジし23頭が認定を受けました。毎年9月に開催される災害救助犬競技大会には、45頭が参加し、服従や捜索の技能を競いました。

また、2016年はのべ98頭が全国42ヶ所の防災訓練や各種イベントへ参加し、災害救助犬の実演を披露したほか、4月15日から19日までの間、熊本県益城町、南阿蘇村に出動し、被災者捜索活動を行いました。

2017年3月31日時点で、出動が可能な認定犬は181頭です。



当社独自の取り組みのほか、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。同協会での取り組みについては、ウェブサイトをご覧ください。

■防災・防犯・交通安全に関する活動

<http://www.sonpo.or.jp/efforts/reduction/protection/>

■環境問題への取り組み

<http://www.sonpo.or.jp/efforts/eco/>

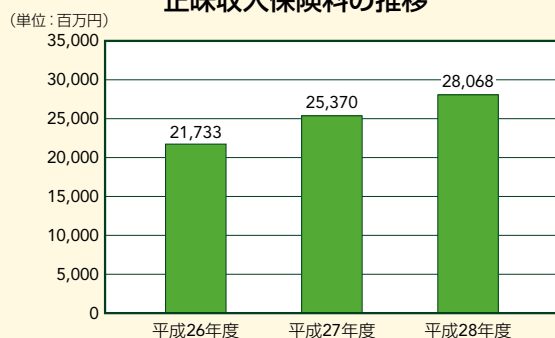
代表的な経営指標

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
正味収入保険料	21,733百万円	25,370百万円	28,068百万円
正味損害率	59.3%	56.9%	56.5%
正味事業費率	26.3%	29.7%	31.2%
コンバインド・レシオ	85.6%	86.6%	87.7%
保険引受利益	1,365百万円	2,033百万円	2,344百万円
経常利益	1,366百万円	2,537百万円	2,666百万円
当期純利益	912百万円	1,709百万円	1,788百万円
単体ソルベンシー・マージン比率	290.2%	299.5%	325.2%
総資産額	20,736百万円	23,554百万円	26,038百万円
純資産額	8,033百万円	9,021百万円	10,231百万円
その他有価証券評価差額	△1百万円	△123百万円	△100百万円
不良債権の状況（リスク管理債権）	－	－	－

正味収入保険料（対前期比）

280億68百万円（110.6%）

正味収入保険料の推移



■正味収入保険料

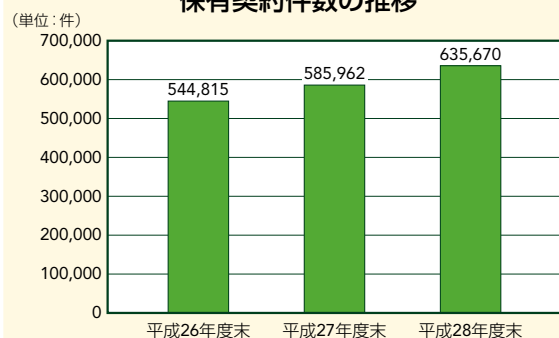
ご契約者から受領した保険料に、保険金支払負担の平均化・分散化を図るための他の保険会社との再保険契約のやり取りを加減した金額であり、売上規模を示す指標です。

当社では再保険契約がないため、全額がご契約者から受領した保険料となっています。

■関連する指標－保有契約件数

ペット保険の保有契約件数は、平成29年3月末で63万件を上回り、前年比5万件的のプラスとなりました。

保有契約件数の推移



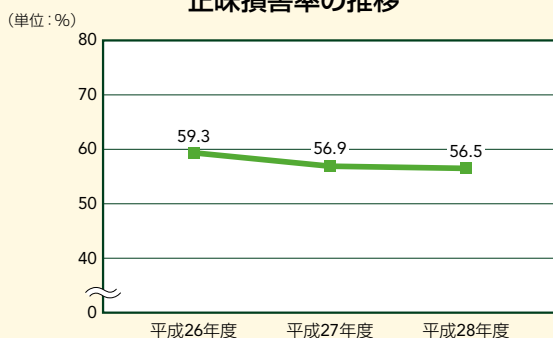
■保有契約件数

算出日時点で保険契約が有効に成立している契約の件数です。

正味損害率

56.5%

正味損害率の推移



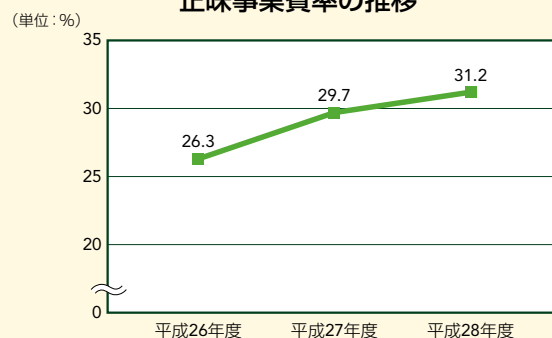
■正味損害率

正味収入保険料に対する正味支払保険金と損害調査費との合計額の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。

正味事業費率

31.2%

正味事業費率の推移



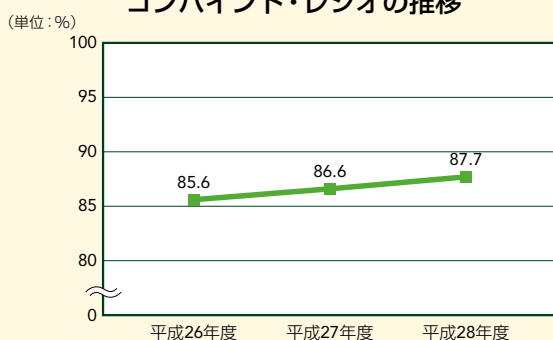
■正味事業費率

正味収入保険料に対する保険事業上の経費の割合のことで、正味損害率と同様に、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。この経費には、営業費及び一般管理費のうち、保険引受に係る金額および諸手数料が含まれます。

コンバインド・レシオ

87.7%

コンバインド・レシオの推移



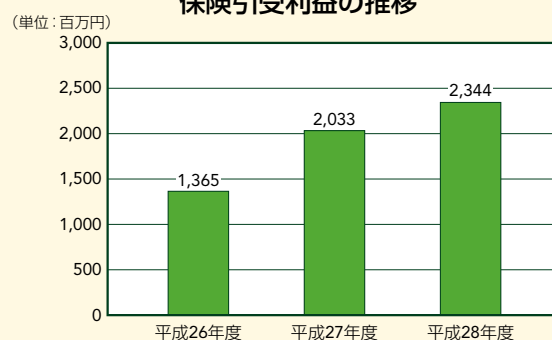
■コンバインド・レシオ

正味損害率と正味事業費率の合算率で、損害保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。一般的にこの指標が低いほど収益性が高いといわれています。

保険引受利益（対前期比）

23億44百万円（115.3%）

保険引受利益の推移



■保険引受利益

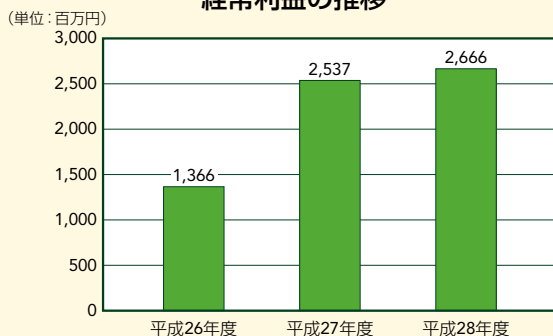
正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。

代表的な経営指標

経常利益（対前期比）

26億66百万円（105.1%）

経常利益の推移



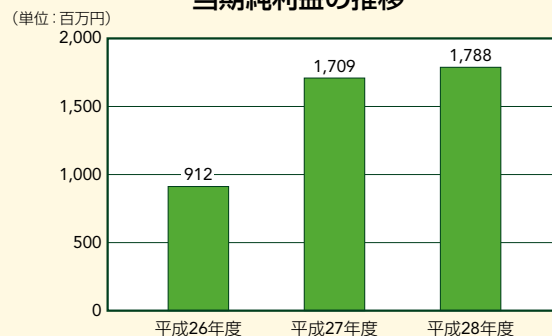
■経常利益

正味収入保険料、利息及び配当金収入、有価証券売却益等の経常収益から、正味支払保険金、有価証券評価損、営業費及び一般管理費等の経常費用を差し引いたもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。

当期純利益（対前期比）

17億88百万円（104.6%）

当期純利益の推移



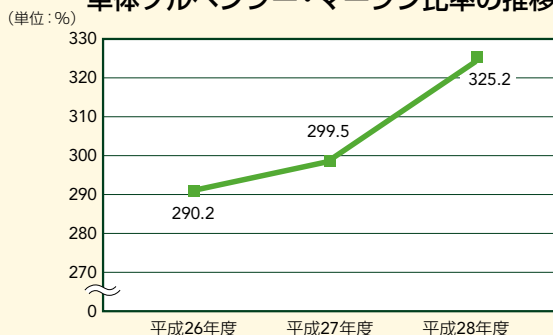
■当期純利益

左記の経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したもので、事業年度に発生した全取引によって生じた損益を示すものです。

単体ソルベンシー・マージン比率

325.2%

単体ソルベンシー・マージン比率の推移



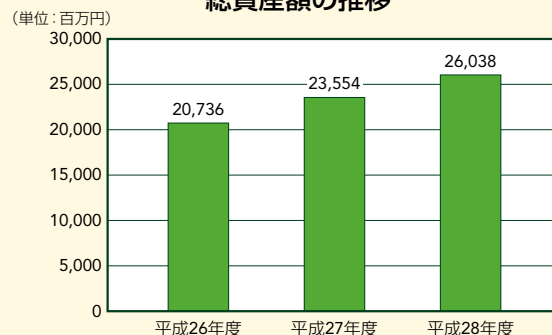
■単体ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生し得る危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用されており、この数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

総資産額

260億38百万円

総資産額の推移



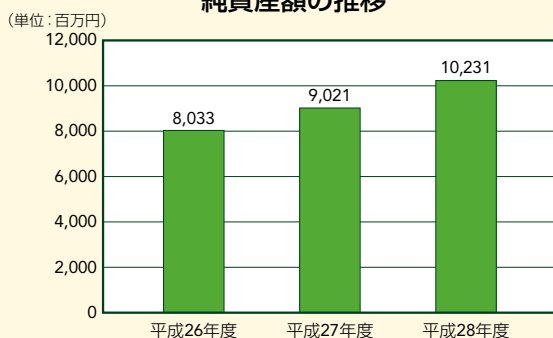
■総資産額

保険会社が保有する資産の総額で、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。保険会社の資産規模を示すものです。

純資産額

102億31百万円

純資産額の推移



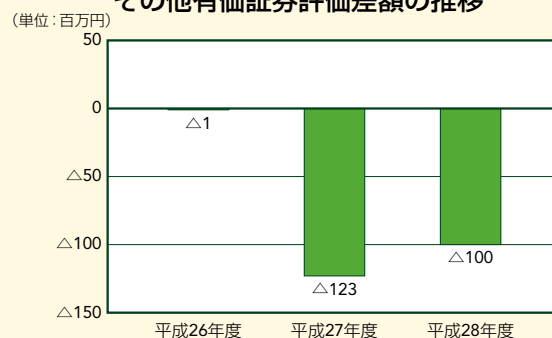
■純資産額

総資産額から、責任準備金等の負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。保険会社の担保力を示すものです。

その他有価証券評価差額

△100百万円

その他有価証券評価差額の推移



■その他有価証券評価差額

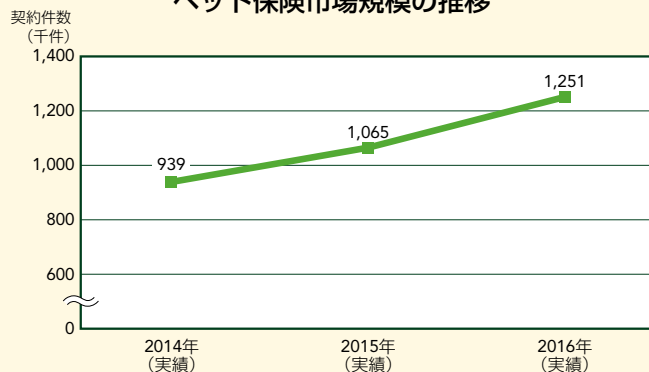
保有有価証券等に占める「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額の差額を指します。財務諸表上は、この評価差額から税金相当額を控除した金額を、貸借対照表の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

ペット保険市場の拡大

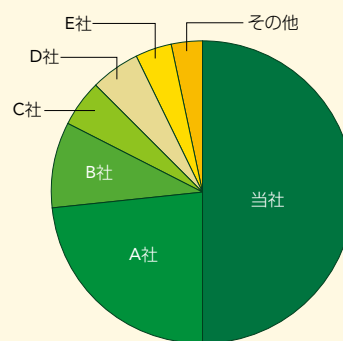
2016年（1月～12月）のペット保険各社合計の契約件数は、前年から17.5%増の1,251千件となりました。

当社は、人の健康保険制度と同様に、対応動物病院で利用できる「窓口精算システム」や、お気に入りのペットの写真がプリントされた「どうぶつ健康保険証」等にご支持をいただき、2016年のシェアは約50%（※）を占めています。

ペット保険市場規模の推移



2016年マーケットシェア



※ペット保険市場規模および2016年マーケットシェアは、株式会社富士経済「2017年 ペット関連市場マーケティング総覧」調査。
なお、契約件数とは、1年間の計上契約件数であり、保有契約件数とは異なります。

I

経営について



1. アニコムグループの概要	15
2. 2016年度の事業概況	16
3. コーポレート・ガバナンスの状況	18
コーポレート・ガバナンス体制	18
反社会的勢力の排除	20
4. 内部統制システム	21
5. コンプライアンス	23
コンプライアンス体制	23
勧誘方針	24
6. リスク管理	25
7. 個人情報の保護	27
特定個人情報保護基本方針	31
8. 利益相反取引の管理	32
9. 募集制度	33
10. 「お客様の声」への対応	35

1 アニコムグループの概要

■アニコム ホールディングスの概要（2017年7月1日現在）

アニコム ホールディングス株式会社は、保険業法第271条の18に基づく保険持株会社であり、アニコム損害保険株式会社を中核とした、グループ全体の経営戦略・経営計画の立案をはじめ、子会社の経営管理を担っています。各社の付加価値創出力を極限まで高めることで、グループ全体の無限大の価値創造を具現化することを目指しています。



社名 (英文社名)	アニコム ホールディングス株式会社 (Anicom Holdings, Inc.)
設立年月日	2000年7月5日 (株式会社ビーエスピーとして設立)
本社所在地	〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39階
電話番号	03-5348-3911
資本金	4,402百万円
事業内容	子会社の経営管理

■アニコムグループの概要（2017年7月1日現在）



2 2016年度の事業概況

(1) 事業の経過及び成果等

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の不確実性の高まりがあるなか、日銀による金融緩和政策の継続や政府の景気対策等の効果もあって、個人消費の回復には力強さが欠けるものの、雇用・所得環境の改善や輸出、生産の持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな景気回復基調で推移しました。

このようななか、重点施策と位置付けている「ペット保険の健全な成長」に向け精力的な営業活動に注力し、保有契約数は635,670件と、順調に増加しています。また、損害率は56.5%となり前年度より改善が進みました（前年同期比で0.4pt改善）。一方、事業費率は、規模の経済効果に加え経費管理の徹底、システムを中心とした業務改善等を行っているものの、本社移転および予防に向けた投資等により31.2%と前年同期比で1.5pt上昇いたしました。この結果、両者を合算したコンバインド・レシオは87.7%となりました。

もうひとつの重点施策である「予防による新たな価値提供」に関しては、「どうぶつと飼い主の健康寿命延伸」を目指し、これまで当社グループに蓄積された保険金請求データやカルテデータ等を科学的・疫学的に分析することで、どうぶつの疾病に関する予後改善、再発防止、未然防止に役立つ施策を展開すべく、グループ全体で多角的な研究と新規事業開発を積極的に行ってきました。あわせて、設備投資の強化と専門的な人材を幅広く獲得することで、体制整備が着実に進みました。

以上の結果、当事業年度の業績は次のとおりとなりました。

保険引受収益28,068百万円（前事業年度比10.6%増）、資産運用収益489百万円（同34.3%減）などを合計した経常収益は28,573百万円（同9.4%増）となりました。一方、保険引受費用18,968百万円（同9.0%増）、営業費及び一般管理費6,806百万円（同13.5%増）等を合計した経常費用は25,906百万円（同9.8%増）となりました。この結果、経常利益は2,666百万円（同5.1%増）となり、これに、特別損益、法人税及び住民税などを加減した当期純利益は1,788百万円（同4.6%増）となりました。

【保険引受の概況】

正味収入保険料は28,068百万円、正味支払保険金は14,901百万円、損害調査費は965百万円となり、正味損害率は56.5%となりました。また、保険引受に係る営業費及び一般管理費は6,755百万円、諸手数料及び集金費は1,996百万円となり、正味事業費率は31.2%となりました。

正味支払保険金、損害調査費、諸手数料及び集金費に支払備金繰入額181百万円、責任準備金繰入額923百万円を加

算した保険引受費用は18,968百万円となり、保険引受収益28,068百万円から保険引受費用、保険引受に係る営業費及び一般管理費等を控除した保険引受利益は2,344百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社は創業以来、わが国におけるペット保険市場の創造に努めてまいりましたが、ペット保険の先進国である英国等と比較すると、認知度及び加入率は依然として低く、成長途上の市場と認識しています。人間の健康保険制度が社会的なインフラとして確立されているわが国において、診療費から保険金を差し引いて病院窓口での支払い手続きが完結する当社のペット保険が、いわば、「どうぶつの健康保険制度」として社会に広く認知・活用されるよう、今後とも取り組んでまいり所存です。その実現のために、対処すべき課題として以下を認識しています。

① ペット保険の健全な成長

当社におけるペット保険の保有契約数は63万件を超えていますが、当社のみならずペット保険市場自体の認知度は必ずしも未だ高いものではなく、成長途上の市場であると認識しています。また、ペットの生体販売市場及び保険市場は、今後も更なる競争が続くことが予想されます。

今後、どうぶつの健康保険制度として社会に広く認知・活用されるよう魅力ある保険を提供し続けるとともに、他社の保険商品に対する優位性を打ち出していくことが急務であり、契約者への還元と適正な保険制度運営を両立させるべく、損害率を中長期的には50～60%前後の水準で安定化させるよう商品開発や保険金支払体制の強化等に取り組んでまいります。また、2017年度からは、これまで最重要ターゲットとしてきたNBチャネルにおける新規代理店の開拓や既存代理店との関係強化はもちろんのこと、NBチャネル以外のチャネル開拓に並行して積極的に取り組む方針に舵を切り、Webチャネルを含めた一般チャネルや、他の生体販売（類似）チャネルの拡大サポート・保険販売の展開といった市場の開拓に注力してまいります。

② 予防に向けた取り組み強化

当社の創業からの想いである「予防型保険会社」の実現に向け、これまでも数多くの取り組みを行ってまいりましたが、今後はより一層人材と設備というソフト・ハード両面から体制強化を図り、1つでも多くの傷病を1秒でも早く無くすことができるよう取り組んでまいります。特に、犬猫の遺伝病を減らすための研究だけでなく、発症予防対策としての腸内フローラ測定・研究を継続していきます。

③チャンネルごとの強化すべき施策

ペットショップ代理店においては、商品内容をより深く理解するための商品勉強会や、保険募集人の保険販売スキルを強化することを目的とした販売講習会等を実施し、業務品質の向上を図ってまいります。

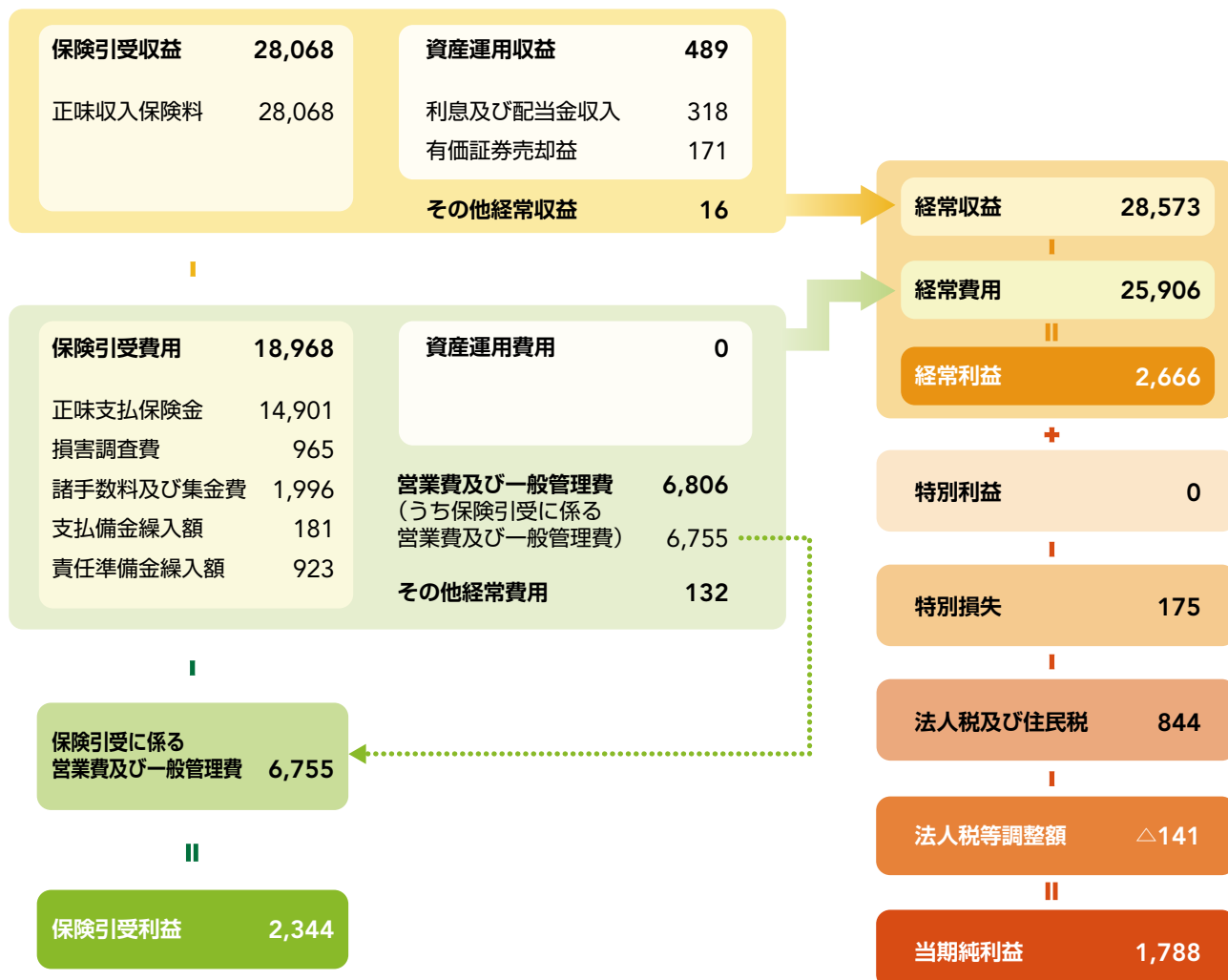
一般代理店においては、ペット保険の必要性をわかりやすく説明するセールス・トークの強化や、補償内容やメリット、保険金請求方法の説明が行いやすい商品パンフレットの提供等を通じて、契約者に対する適正な情報提供に努めつつ、契約募集力の強化につなげる所存です。

④その他の課題

代理店における業務品質の向上、業務の適切性と効率性の継続的改善（契約者個人専用Webサイト（マイページ）等の活用）、既存契約の継続率の維持・向上（どうぶつの健康・しつけ相談サービス等の拡充）、モラルリスクの排除等については引き続き取り組み、ペット保険の健全な発展に努めてまいります。

●決算の仕組み（2016年度）

（単位：百万円）



3 コーポレート・ガバナンスの状況

■コーポレート・ガバナンス体制

当社は、アニコム ホールディングス株式会社が制定した経営理念及び経営方針等に沿って、すべてのステークホルダーに対する責務と約束を果たすことにより、その社会的使命を全うするとともに、企業価値のさらなる向上を目指します。これらを着実に実現するため「コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、健全なコーポレート・ガバナンス体制の維持・強化に取り組みます。

(1) 取締役会・取締役

取締役会は、取締役8名（2017年7月1日現在）で構成され、当社の方針や重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する責務のほか、適切な内部管理態勢を構築・運用する責務を負い、毎月1回の定時開催に加えて、必要に応じて随時開催しています。なお、事業年度毎の業績に対する経営責任を明確にするため、取締役の任期は1年としています。

(2) 監査役会・監査役

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名（2017年7月1日現在）で構成され、監査方針・監査計画等の決議を行うほか、監査に関する重要事項の協議・報告を行っています。監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、当社の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えるべく、取締役の職務の執行を監査しています。監査の実施にあたっては、監査役会で定めた監査役会規則、監査役監査基準、監査方針、監査計画等に従い、質の高い監査を実施するよう努めています。

(3) 社外・社内の監査体制

①社外の監査体制

当社では、会計監査人（外部監査人）による会社法に基づく監査が実施されており、会計監査人は、監査役、監査役会及び内部監査室と相互協力し、効率的かつ有効な会計監査の実施に努めています。

②社内の監査体制

内部監査室は、内部監査基本方針・内部監査計画等に基づき、すべての部門を対象に内部監査を実施しており、内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢全般の評価及び改善策の提言等について、定期的に取締役会へ報告しています。

(4) 保険計理人

当社では、保険計理人を選任し、保険料の算出方法その他の保険数理に関する事項について、顧客の公平な取扱い及び財務の健全性等の観点から、法令等に則り確認しています。

(5) 経営会議

当社では、取締役及び執行役員から成る経営会議を設置し、経営にかかる意思決定に至る協議の充実と業務執行の効率化を図っています。

(6) コーポレート・ガバナンスを強化する重要な委員会

当社では、内部管理態勢の強化と、適切かつ迅速な経営判断を行うため、以下の委員会を設置しています。

①コンプライアンス・リスク管理委員会

代表取締役社長を委員長として四半期毎に開催し、コンプライアンスに関する諸施策の検討、コンプライアンス・プログラムの推進状況の検証、コンプライアンス教育の企画・運営等のほか、情報セキュリティ管理に関する計画及びその進捗状況の審議、報告を目的としています。

②グループ危機管理委員会

アニコム ホールディングス株式会社の代表取締役を委員長として半期毎に開催し、危機管理方針に従って、緊急事態を想定し、統一的な危機管理態勢を構築・維持・継続することを目的としています。

③保険金適正支払委員会

給付管理部担当執行役員を委員長として四半期毎に開催し、保険金の支払状況のモニタリングや、支払いに関するお客様からの苦情・ご意見等の調査・分析を通じて、常に適正な保険金の支払いが実行されるよう検証し、改善することを目的としています。

④マーケットアウト委員会

コンプライアンス推進部担当執行役員を委員長として四半期毎に開催し、お客様からの苦情・ご意見の受付状況や、これに対する取り組み状況を把握・分析し、経営に反映させることを目的としています。

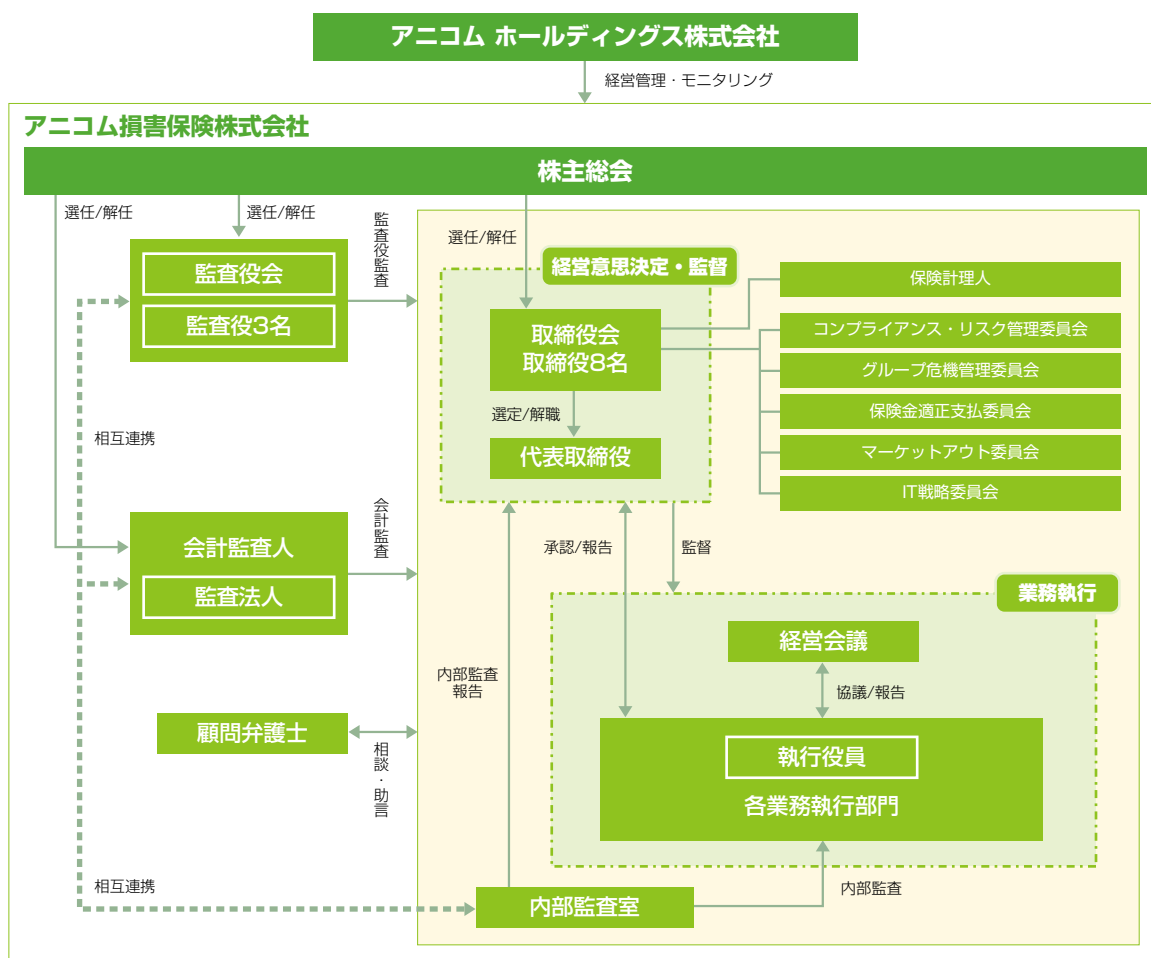
⑤IT戦略委員会

IT部担当執行役員を委員長として四半期毎に開催し、経営戦略や事業課題に沿ったIT戦略の企画・立案のほか、IT投資計画に対する進捗状況の検証を目的としています。

(7) 顧問弁護士

法的な課題に対し、顧問弁護士から随時アドバイスを受け、適法性の確保に努めています。

【コーポレート・ガバナンス図】



3 コーポレート・ガバナンスの状況

■反社会的勢力の排除

当社は、反社会的勢力を排除する取り組みを推進していくことが、保険会社の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼を得られるよう、また、業務の適切性及び健全性を確保するため、以下の「反社会的勢力対応の基本方針」に基づき適切な対応に努めています。

反社会的勢力対応の基本方針の概要

1. 組織・体制

反社会的勢力対応の責任部門は、コンプライアンス推進部とし、反社会的勢力に関する事項を一元管理するものとする。なお、管轄警察署・暴力団追放運動推進都民センター等との日常的な連絡・講習等の窓口は総務部とし、コンプライアンス推進部に対し、定期的に活動報告を行うものとする。さらに、コンプライアンス推進部は、反社会的勢力に関する情報のうち、経営に重大な影響を与える、又は、顧客の利益が著しく阻害される一切の事項について、取締役会に速やかに報告するものとする。

2. 対応方針

- (1) 反社会的勢力との取引を排除するため、以下の点に留意した取り組みを実施する。
 - ①反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書等に反社会的勢力排除条項を導入する。
 - ②いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引は行わない。
- (2) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、担当者や担当部門だけに任せることなく、取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として以下の点に留意した対応を行うものとする。
 - ①反社会的勢力による不当要求に屈することなく対応するとともに、従業員の安全を確保する。
 - ②積極的に警察・暴力団追放運動推進都民センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力団追放運動推進都民センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行う。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに管轄警察署に通報する。
 - ③あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行う。
 - ④反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応と不祥事案の責任部門であるコンプライアンス推進部が速やかに事実関係を調査し、適切な対応を行うこととする。

4 内部統制システム

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める株式会社並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を整備し、経営管理の強化及び質の向上を図ることを目的として、「内部統制システム基本方針」を取締役会において決議し、本方針に従って内部統制システムを適切に構築・運用します。

内部統制システム基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役及び使用人（以下、役職員と言う）が、アニコム ホールディングス株式会社の定めた「グループ 倫理規範」を遵守し、日常活動における判断・行動に際しては、コンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
- (2) 当社は、法令等遵守の徹底を図るため、「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、以下のとおり、事業活動においてコンプライアンスを基本とする姿勢を全役職員に対して周知徹底するとともに、体制の強化に努める。
 - ①当社は、定期的開催する「コンプライアンス・リスク管理委員会」において「コンプライアンス基本方針」の遵守状況等を把握・チェックし、その結果を取締役会に報告する。また、「コンプライアンス・プログラム」を每期策定し、その実行を通じ、コンプライアンス遵守態勢の充実を図る。
 - ②当社は、役職員がコンプライアンス上の疑義を発見した場合には、職制を通じた報告ルート以外に、社内外のホットライン（内部通報制度）を活用できる体制を整備する。また、ホットラインを利用して相談等を行ったことを理由に、相談者に対して報復行為や人事処遇上の不利な取扱いなど、一切の不利益な取扱いを行わないこととする。
- (3) 当社は、「顧客保護等管理方針」を定め、お客様の資産や情報及び正当な権利を保護する体制を整備する。
- (4) 当社は、「情報セキュリティ管理基本方針」を定め、情報資産の保護・管理を徹底する情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (5) 当社は、「反社会的勢力対応の基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断する姿勢を明確にするとともに、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するための対応態勢を整備する。
- (6) 当社は、被監査部門から独立した内部監査部門を設置して「内部監査基本方針」を定め、内部管理態勢の適切性、有効性を監査する体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「情報セキュリティ管理基本方針」及び「文書管理規程」の中で、取締役の職務執行に係る情報をはじめ各種の情報、文書、議事録等の取扱いルールを定め、これらを適切に保存・管理する体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、事業運営上のリスク管理について、「リスク管理基本方針」及び「統合的リスク管理方針」を定め、以下のとおりリスク管理態勢を整備する。
 - ①リスク管理の統括部署を設置する。
 - ②定期的開催する「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、態勢整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取締役会に報告する。
 - ③リスク管理にあたっては、リスクカテゴリーごとに分類して、特定・評価・制御・緊急事態対応プランの策定及びモニタリング・報告のプロセスを構築する。
- (2) 当社は、「危機管理方針」を定め、平時より危機管理に係る予防措置を講じるとともに、緊急事態に際して当社が被る損害を極小化し、迅速に通常業務へ復旧するための危機管理体制を整備する。

4 内部統制システム

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、「取締役会規則」及び「職務責任権限規程」を定め、重要事項の決定基準、取締役の職務分掌、権限範囲等を明らかにするとともに、効率的に業務が遂行されるように組織機構を整備する。
- (2) 取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定し、取締役は達成状況の確認を通じて所管業務の執行につき多面的な分析・施策の検討を行い、取締役会等に報告する。
- (3) 迅速な意思決定と適切な執行が行われるよう、執行役員を選任して特定業務を所管させる。
- (4) 常勤取締役及び執行役員による経営会議を設置して、経営にかかる意思決定に関する協議の充実と業務執行の効率化を図るほか、各部門の業務報告を受ける。

5. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、アニコム ホールディングス株式会社の定めた「グループ内部統制基本方針」及び財務報告に係る内部統制の整備・運用・評価に関する基本的事項を定めた規程に基づき、財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、アニコム ホールディングス株式会社との間で締結した経営管理契約に基づき、経営戦略や財務戦略等の重要事項の策定に際して事前承認を求めるとともに、定期的に経営実態等の報告を行う。

7. 監査役監査に関する体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役の監査業務を補佐する専任の使用人（以下、補助使用人という）を配置するとともに、監査役会の運営に関する事務業務を担う監査役会事務局を設置する。
- (2) 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
「監査役会規則」に基づき、補助使用人の人事異動、考課、表彰・賞罰等については常勤監査役の同意を得ることとする。また補助使用人は、その職務の執行に関して、監査役の指揮命令のみに服することとする。
- (3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する事項
 - ①取締役会等において、取締役からの業務の執行状況について報告を受け、また監査役から取締役への意見開示が適時行われる体制とする。また、代表取締役との定期的な会合として経営審議会を開催し、情報の共有と意見の交換を行う。
 - ②監査役は、内部監査結果及びコンプライアンスやリスク管理をはじめとする重要事項については、内部監査室、コンプライアンス推進部、リスク管理部、経営企画部等から、日常的・継続的に報告を求めることとする。
- (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①各部署の責任者あるいは担当者は、監査役の求めに応じて業務執行に関する報告を行う。
 - ②監査役の職務の執行に係る費用等については、必要でないことを証明できない場合を除き、請求を受けた際には速やかに処理を行うこととする。

■業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記1～7の体制の運用状況について、継続的に確認・検証し、必要に応じて社内諸規則や業務フローの見直しを実施するなど、内部統制システムの実効性を高めるよう努めています。また内部監査室は、独立した客観的な立場から、ガバナンスプロセスやコンプライアンス、リスク管理体制など、内部管理体制の適切性・有効性の検証を行っています。

また監査役は、監査役監査に関する体制整備を継続的に確認・検証するとともに、取締役会等の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等がないように監視をしています。

■コンプライアンス体制

当社は、以下の「コンプライアンス基本方針」を定め、全役職員に周知徹底するとともに、「コンプライアンス推進体制」を整え、あらゆる事業活動において、コンプライアンスを最優先することとしています。

コンプライアンス基本方針（骨子）及び推進体制

■基本方針

1. 法令等の遵守

各種法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、誠実かつ適正な企業活動を行います。

2. 社会・政治との関係

社会や政治との適正な関係を維持します。また、反社会的勢力に対しては毅然とした対応を堅持します。

3. 適正で透明性の高い経営

業務の適正な運営を図るとともに、適時・適切な情報開示を行い、透明性の高い経営に努めます。

4. 人権の尊重

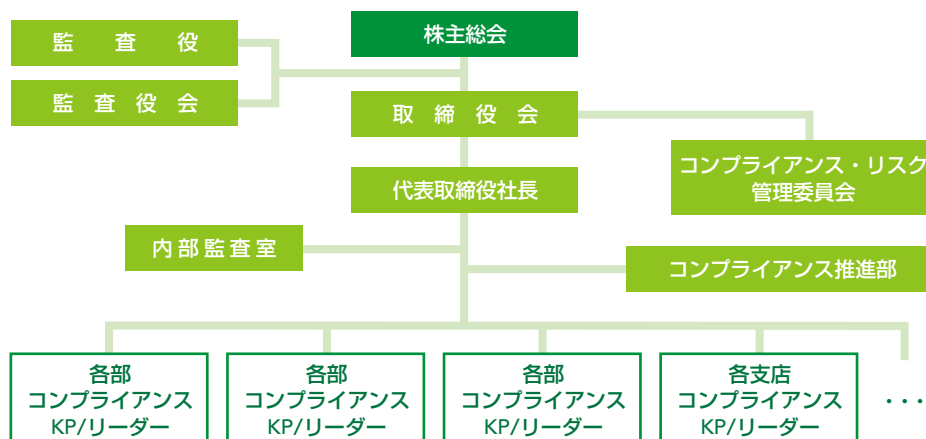
お客様や当社の役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。

■推進体制

「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、コンプライアンス推進のための施策の立案や実施状況の点検・確認を行うとともに、各部門（支店含む）に責任者であるコンプライアンス・キーパーソン（KP）とコンプライアンス・リスク管理リーダーを配置し、四半期毎にテーマを決めて研修を実施する等コンプライアンス推進部が中心となり、コンプライアンスの周知徹底に取り組んでいます。

また、役職員等がコンプライアンス上の問題（疑義案件を含む）を発見した場合は、直ちにコンプライアンス推進部に報告を行うこととしています。さらに発見者が通常ルートでの報告が適当でないと判断した場合には、社内外のホットラインを利用して報告・相談を行うことができる体制を整えています。

【コンプライアンス推進体制図】



■勧誘方針

当社では、以下の「勧誘方針」を定めて、適正な保険商品の販売・勧誘に努めています。

勧誘方針

1. お客様の視点に立ってご満足いただけるように努めます**(1) 保険商品の販売について**

- ・お客様の保険商品に関する知識、ご経験、目的など、保険商品の特性に応じた必要な事項を勧誘し、お客様のご意向と実情に沿った保険商品の説明及び提供に努めます。
- ・お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- ・お客様に保険商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めるとともに、お客様が十分にご納得のうえ、ご契約いただくよう努めます。

(2) 各種対応について

- ・お客様からのお問い合わせに、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- ・保険金支払事由が生じた場合には、迅速・適切・丁寧な対応と保険金の適正な支払に努めます。
- ・お客様のご意見・ご要望を、保険商品開発や販売活動に活かしてまいります。

2. 各種法令等を遵守し、保険商品の適正な販売に努めます

- ・保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守します。
- ・適正な業務を確保するために、社内体制の整備や販売に携わる者の研修に取り組みます。
- ・お客様のプライバシーを尊重するとともに、お客様に関する情報については、適正な取扱い及び厳正な管理をいたします。

以上の方針は「金融商品の販売等に関する法律」（平成12年法律第101号）に基づく当社の「勧誘方針」です。

(1) リスク管理基本方針

当社は、保険事業をめぐるリスクが高度化・複雑化してきている中、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけています。

これを踏まえ、アニコムホールディングス株式会社の定める「グループERM基本方針」に基づき、当社では財務の健全性と業務の適切性を確保・維持することを目的に「リスク管理基本方針」を定め、リスク管理に係る組織・体制、管理プロセス、報告ルールなど、リスク管理の全体的・共通的な事項を明確化しています。また、「リスク管理基本方針」をはじめとし、「統合的リスク管理基本方針」及び「危機管理方針」を定めてリスク管理の実践に取り組んでいます。

「統合的リスク管理基本方針」

保険会社における「統合的リスク管理」とは、内在する様々なリスクを総体的に把握し、それと自己資本を対比させること等によりその充実度を評価するとともに、保険料率設定等のフロー面を含め、事業全体としてリスクをコントロールする自己管理型のリスク管理をいいます。当社では、この管理プロセス並びに報告ルール等を定めた「統合的リスク管理基本方針」に基づき、統合的にリスクを管理しています。また、各種のストレスシナリオ等をふまえ、その影響を評価、分析するストレステストを実施しています。

「危機管理方針」

当社では、大規模な災害や事故または風評被害等により、人命、資産または当社活動が危険にさらされるような事態や、当社とお客様・代理店等との関係に重大な影響が生じるような事態に適切に対応するために「グループ危機管理方針」を定め、当社が被る経済的損失を極小化し、迅速な通常業務への復旧に努めることとしています。

(2) リスク管理体制

当社では、次ページ「リスク管理体制」のとおり、主要なリスクとその主管部を明確化し、主管部によるリスクの管理と、その統括をリスク管理部が行う体制とすることにより、統合的にリスクを管理しています。この状況等については、取締役会委員会として設置されている「コンプライアンス・リスク管理委員会」に適宜報告され、必要に応じて対策が講じられています。

(3) 保険計理人による責任準備金の積立水準の適切性の確認

責任準備金の積立水準の適切性等については、保険計理人による確認意見書の取付け等を行っており、問題のないことを確認しています。

なお、当社では、第三分野保険を取り扱っていないため、第三分野保険の責任準備金の積立水準に関する事項（保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第59条の2第1項第4号八）については、リスク管理の実施、保険計理人による確認等の該当はありません。

6 リスク管理

【リスク管理体制】

当社では、主要なリスクを以下のとおり分類・定義し、管理する体制としています。

統括…
リスク管理部

①保険引受リスク（商品開発部）

商品の開発または改定に際して、適切な保険約款や保険料率が設定されない、または、契約の引受にあたり、当社の引受方針等に則った適切な引受がなされない等のリスクをいいます。

②保険金支払リスク（給付管理部）

保険事故の受付から保険金をお支払いするまでの一連のプロセスにおける業務上のミス等により、お客様に対し適正に保険金のお支払いができない等のリスクをいいます。

③資産運用リスク（リスク管理部）

株価や金利水準等の変動により、保有資産に評価損が生じる、並びに、保有する公社債等の発行者が債務を履行できなくなり、その元本および利息等の支払が滞る等のリスクをいいます。

④事務リスク（リスク管理部）

社員・代理店等の事務ミスや不適正な事務処理により、損失を被るリスクをいいます。

⑤流動性リスク（経理部）

当社の資金ポジションが悪化し、通常よりも著しく高いコストでの資金調達または著しく低い価格での資産売却を余儀なくされる等のリスクをいいます。

⑥システムリスク（IT部）

自然災害、事故、サイバー攻撃等による不正アクセス並びに情報システムの開発・運用に関する不備等により、情報システムの停止、誤作動あるいは不正使用が発生する等のリスクをいいます。

⑦法務リスク（コンプライアンス推進部）

各種法令等を遵守しないことにより損失を被る、または、法律紛争の発生により損失を被る等のリスクをいいます。

⑧募集コンプライアンスリスク（コンプライアンス推進部）

保険募集にあたり保険業法等の法令や、監督官庁である金融庁が策定した「保険会社向けの総合的な監督指針」の主旨、および日本損害保険協会が策定した「保険募集の適正な活動に関するガイドライン」を遵守しないこと等により損失を被るリスクをいいます。

⑨人的リスク（人事部）

当社役職員の問題行動（不祥事および情報漏えい等）や不適切な就労環境に起因する訴訟の提起等により、お客様からの信頼や社会的信用を失い、損失を被る等のリスクをいいます。

⑩風評リスク（経営企画部）

噂、憶測、評判などのあいまいな情報や、何らかの事象等の発生に伴う誤解、認識、誇大解釈などによって、直接的または間接的に不利益を被るリスクをいいます。

⑪災害・事故・犯罪リスク（総務部）

災害・事故・犯罪に起因して、当社業務に密接な関連を有する者が、その生命・身体・資産・信用・業務遂行能力に被害を被る、もしくは、その恐れのあるリスクをいいます。

当社は、お客様の個人情報について、業務上必要な範囲内において、適法で公正な方法により取得し、保険契約の引受・管理や適正な保険金のお支払い、及びお客様のニーズにあった保険商品・サービスの提供・案内などのために利用しています。

また、当社では、「個人情報の保護に関する法律」及び関連ガイドライン等に則り、社内規程等を整備し、役職員及び代理店の教育・モニタリングを実施し、情報管理の徹底に取り組んでいます。

お客様の個人情報の取扱いに関しては、以下の「個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）」を定め、当社ホームページで公表しています。

個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）

当社は、お客様の信頼を全ての事業活動の原点に置き、「あんしん」のご提供を通じて、お客様の安全で快適な生活に貢献することを目指しております。

本理念のもと、当社は、個人情報取扱事業者として、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」その他の法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守して、以下のとおり個人情報を適正に取扱うとともに、その安全管理について適切な措置を講じます。また、当社代理店及び当社業務に従事している者等への指導・教育を徹底します。

なお、以下に記載の内容についても適宜見直しを行い、改善に努めてまいります。

※本個人情報保護方針（プライバシーポリシー）における「個人情報」及び「個人データ」とは、特定個人情報（個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報）を除くものをいいます。

1. 個人情報の取得について

業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

また、試験・研修の実施や、苦情及び相談への対応、個人データを損害保険会社等が共同利用する制度の運営等により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的について

次の業務を実施する目的並びに下記「5. グループ会社・提携先企業との共同利用について」及び「6. 情報交換制度等について」に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲内で個人情報を利用します。また、利用目的は、ご本人にとって明確になるよう努め、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

なお、利用目的は、ホームページ等で公表するほか、保険契約申込書・募集パンフレット等に記載します。また、利用目的を変更する場合には、ホームページ等に公表します。

- （１）損害保険契約の申し込みに係る引受の審査、引受、履行及び管理
- （２）適正な保険金の支払い
- （３）当社が有する債権の回収
- （４）再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- （５）損害保険商品等当社が取扱う金融商品の案内、募集及び販売並びに契約の締結、代理、媒介、取次ぎ及び管理
- （６）当社が行う資産運用に関連したサービスの案内、提供及び管理
- （７）当社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供及び管理
- （８）上記（５）（６）（７）に付帯、関連するサービスの案内、提供及び管理
- （９）グループ各社・提携先企業等が取扱う各種商品・サービスの案内
- （１０）各種イベント・キャンペーン・セミナー等の案内、各種情報の提供
- （１１）当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- （１２）市場調査並びにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- （１３）当社社員の採用、販売基盤（代理店等）の新設・維持管理
- （１４）他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- （１５）問い合わせ・依頼等への対応

- (16) その他、前記(1)から(15)に付随する業務並びにお客様とのお取引及び当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 個人データの第三者への提供及び第三者からの取得

- (1) 当社は、次の場合を除き、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することはありません。
- ・法令に基づく場合
 - ・業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
 - ・グループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合
(下記「5. グループ会社・提携先企業との共同利用について」をご覧ください。)
 - ・損害保険会社等との間で共同利用を行う場合
(下記「6. 情報交換制度等について」をご覧ください。)
- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項(いつ、どのような提供先から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録します。

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

- (1) 保険の募集、損害調査にかかる業務
- (2) 保険業務の事務処理にかかる業務
- (3) システムの開発・運用・保守にかかる業務

5. グループ会社・提携先企業との共同利用について

前記「2. 個人情報の利用目的について」(1)から(16)に記載した利用目的のため、並びに当社の持株会社アニコムホールディングス株式会社による子会社の経営管理のために、当社とアニコムグループ各社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。

- (1) 個人データの項目：住所、氏名、どうぶつ名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他
保険契約申込書等に記載された契約内容及び事故状況、保険金支払状況等の内容
- (2) 個人データ管理責任者：アニコムホールディングス株式会社

※グループ会社・提携先企業については、下記「14. 会社一覧」をご覧ください。

6. 情報交換制度等について

- (1) 当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。
- (2) 当社は、損害保険代理店の委託及び監督のために、損害保険会社等との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データ及び一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを、以下の制度において共同利用します。
 - ①代理店廃止等情報制度(2013年11月末日までに取得した個人データを対象とします)
 - ②合格者情報等の取扱い
 - ③代理店登録・届出の電子申請等における個人情報の取扱い
 - ④募集人・資格情報システムの登録情報の取扱い
 また、当社は、保険募集人の適格性及び資質を判断する参考等とするために、代理店廃止等情報制度及び廃業等募集人情報登録制度において、損害保険会社等及び生命保険会社等との間で、保険募集人に係

る個人データを共同利用します。(2013年12月1日以降に取得した個人データを対象とします)。

7. センシティブ情報の取扱いについて

当社は、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ・ 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 法令等に基づく場合
- ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・ 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8. ご契約内容・事故に関するご照会について

ご契約内容や保険金の支払内容に関するご照会については、「どうぶつ健康保険証」に記載された照会窓口にお問い合わせください。ご照会者が本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

9. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知（利用目的等）、開示・訂正・利用停止等に関するご請求（以下、「開示等請求」といいます。）については、下記「12.お問い合わせ窓口」にお申し出ください。

請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。利用目的の通知請求及び開示等請求については、当社所定の手数料をいただきます。

開示等請求の詳細については以下の【個人情報の『開示』等請求手続き】をご覧ください。

(http://www.anicom-sompo.co.jp/policy/privacypolicy_req.html)

10. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・ 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・ 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・ 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・ 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

11. 個人データの管理について

個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために、取扱規程等の整備、アクセス管理、持ち出し制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性・最新性の確保に努めております。

12. お問い合わせ窓口

個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し適切かつ迅速に対応いたします。当社の個人情報の取扱いや保有個人データの安全管理措置、保有個人データに関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。また、当社または当社のグループ会社・提携先企業からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスのご案内について、ご希望されない場合は、グループ会社・提携先企業に直接お申し出いただくか、または下記のお問い合わせ先までご連絡ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払い等に関する連絡は対象になりません。

<お問い合わせ先>

あんしんサービスセンター：0800-888-8256

受付時間：平日 9：30～17：30 / 土日・祝日 9：30～15：30

※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。

13. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話番号：03-3255-1470

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝祭日及び年末年始を除く）

ホームページアドレス：<http://www.sonpo.or.jp>

14. 会社一覧

「5. グループ会社・提携先企業との共同利用について」における、アニコムグループ会社・提携先企業は、下記のとおりです。

（１）グループ会社

当社が個人データを共同して利用するグループ会社の範囲は、以下のホームページをご参照ください。

グループ会社一覧（アニコム ホールディングス株式会社ホームページ）

<http://www.anicom.co.jp/company/outline.html>

（２）提携先企業

当社が個人データを共同利用している提携先企業はありません。

15. 特定個人情報について

当社において、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する特定個人情報の取扱いについては、別途定める「特定個人情報保護基本方針」によるものとします。

（注）以上の内容は、当社業務に従事している者の個人情報については対象としておりません。

アニコム損害保険株式会社

■特定個人情報保護基本方針

当社は、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について、組織として取り組むため本基本方針を定めます。

特定個人情報保護基本方針

1. 事業者の名称

アニコム損害保険株式会社

2. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当社は、番号法をはじめとする特定個人情報保護に関係する日本の法令、国が定める指針その他の関連規範（ガイドライン等）を遵守します。

3. 安全管理措置に関する事項

当社は、特定個人情報等の漏えい、滅失又はき損を防止するため、社内規程を定め、合理的で適正な安全対策を講じます。

4. 特定個人情報の適切な管理

当社は、特定個人情報の責任者を置き、定期的な点検を実施し、特定個人情報の適切な管理に努めます。

5. 苦情及びご相談窓口

当社の特定個人情報の取り扱いに関する苦情及びご相談につきましては、以下にお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】 コンプライアンス推進部

電話番号：03-5348-3777

受付時間：午前9時～午後6時（土日祝祭日及び年末年始を除く）

アニコム損害保険株式会社

8 利益相反取引の管理

■利益相反管理基本方針

当社は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための基本方針を定めることを目的とした「利益相反管理基本方針」を策定しています。

また、利益相反管理統括部門をコンプライアンス推進部と定め、「利益相反のおそれのある取引」の特定及び利益相反管理に関する全社的・一元的な管理体制を統括しています。

利益相反管理基本方針の概要

1. 利益相反のおそれのある取引

「利益相反のおそれのある取引」は、保険関連業務に係る対象取引のうち、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引であり、以下に掲げるものとする。

- (1) お客様の利益と当社及びアニコム ホールディングス株式会社（以下、「当社グループ会社」という）の利益とが相反するおそれのある取引
- (2) お客様の利益と他のお客様の利益とが相反するおそれのある取引
- (3) 当社グループ会社が保有するお客様に関する情報をお客様の同意を得ないで利用する取引（個人情報保護法第15条に基づき、当社プライバシーポリシーにあらかじめ特定された利用目的に係る取引を除く）
- (4) 以上（1）から（3）に掲げるもののほか、当社グループ会社のお客様の利益の保護の観点から特に管理を必要とする取引又はその他の行為

2. 対象取引の特定方法

対象取引の個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定する。

3. 対象取引の管理方法

当社は「利益相反のおそれのある取引」を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法により当該お客様の保護を適正に確保する。

- (1) 部門の分離（情報共有先の制限）
管理対象取引を行う部門と管理対象取引に係るお客様との取引を行う部門を分離し、適切な情報遮断措置を講じる方法
- (2) 取引条件又は方法の変更
管理対象取引又は管理対象取引に係るお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 一方の取引の中止
管理対象取引又は管理対象取引に係るお客様との取引を中止する方法
- (4) 利益相反事実のお客様への開示等
管理対象取引に係るお客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、管理対象取引に係るお客様に適切に開示する方法（但し、当社グループ会社が負う守秘義務に違反しない場合に限る）
- (5) その他
以上（1）から（4）に掲げるもののほか、当社がお客様の利益の保護の観点から必要かつ適切と認める方法

なお、1つの「利益相反のおそれのある取引」に対応して、複数の管理方法が選択できるものとする。

4. 対象取引の管理体制

当社は、利益相反管理統括部署を設置し、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の管理に必要な情報の集約、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施する。

また、本方針を踏まえた利益相反管理態勢の検証及び改善ならびに利益相反管理に関する役職員教育・研修を行う。

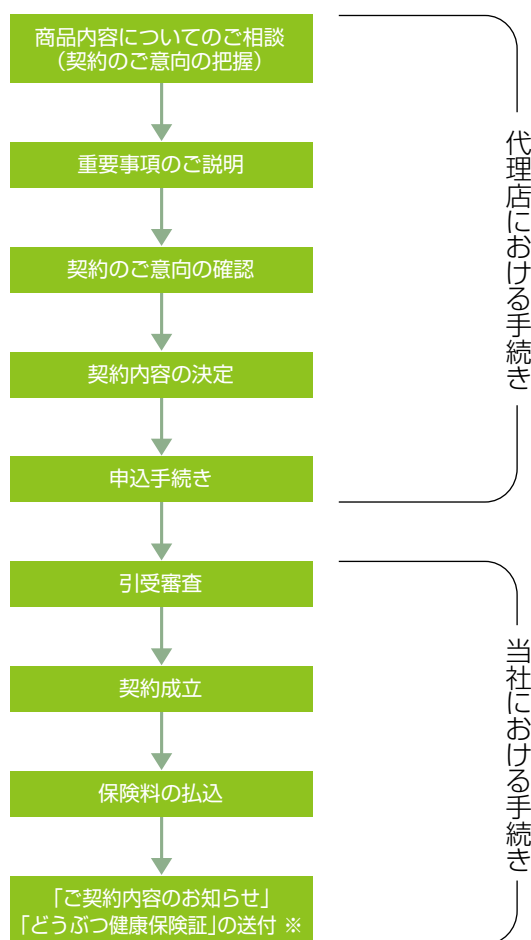
(1) ご契約のしくみ

① ご契約の手続き

当社では保険契約の募集業務において、主に損害保険代理店制度を採用しています。

保険契約を結ぶ場合、代理店はお客様との間で原則として以下の流れに沿って手続きを行います。

【保険ご契約の手続き】



※ Web保険証券はホームページ上でお客様ご自身によるダウンロードが可能です。ご希望の方には郵送により別途、保険証券を送付いたします。

② クーリングオフ制度（契約申込の撤回等）について

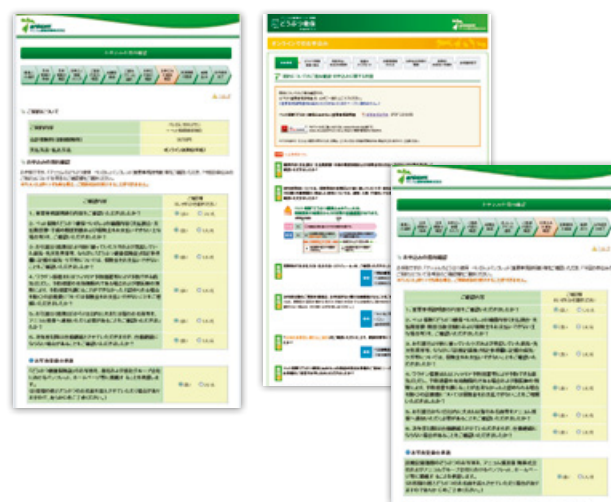
保険期間が1年以下の保険契約は、クーリングオフの規定において対象とされていませんが、当社では初年度契約に限り、原則クーリングオフの対象としています。

この場合、お客様がご契約をお申込みいただいた日またはクーリングオフ説明書を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば申込みの撤回を行うことができます。

(2) ご契約時の契約内容及びご意向の確認

「契約についてのご意向確認」

当社ではご契約プランによって、代理店である動物取扱業者備え付けのパソコンや、お客様のパソコンからWebサイトを通じて、あるいは申込書へ記入いただく方法でご契約をお申込みいただけます。いずれの契約方法の場合も手続きの際に、申込書あるいはWebサイト上でご契約内容をご確認いただけます。また、ご契約内容やお手続きについてお客様によくご理解いただく必要のある事項については、「契約についての意向確認項目」にお客様ご自身でお答えいただき、ご契約内容がお客様のご意向に沿ったものであるかどうかの確認をお願いしています。



● 普通保険約款・特約

保険会社の販売する商品は、保険という目に見えない商品ですので、「普通保険約款」と「特約」でその内容を定めています。

基本的な契約内容を定めたものが「普通保険約款」であり、個々の契約内容を一部変更・補足するものが「特約」です。

● ご契約時にご注意いただきたいこと

保険契約は当社とお客様との「約束ごと」ですので、ご契約に際しては保険契約の内容を十分にご確認のうえ、申込んでいただくことが大切です。

ご契約時にご注意いただきたい事項については、パンフレット・重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）などをご覧ください、当社社員あるいは代理店から十分な説明をお受けください。

9 募集制度

(3) 代理店制度

代理店は、お客様のニーズに対応し、保険会社に代わって保険のご提案、ご説明を行うなどの極めて重要な役割を担っています。当社では、お客様にさらにご満足いただけるサービスを提供するために、今後も代理店の育成と代理店網の充実に力を注いでいきます。

①代理店の役割と業務内容

代理店は保険会社との間で締結した代理店委託契約に基づき、保険会社に代わってお客様との間で保険商品内容の説明や、保険契約の締結または媒介をすることを基本的業務としています。代理店の最も大切な役割は、お客様と当社の橋渡し役としてお客様とお客様の大切な家族の一員であるどうぶつが幸せに生活できるよう、適切な保険商品・サービスを提供することです。

②代理店登録

代理店が募集を行うためには、保険業法第276条に基づき財務局に代理店登録を行うことが必要です。また、代理店で募集に従事しようとする者は、保険業法第302条に基づき財務局に届け出る必要があります。なお、当社では、代理店で保険募集に従事する者は、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険募集人一般試験」に合格することを要件としています。

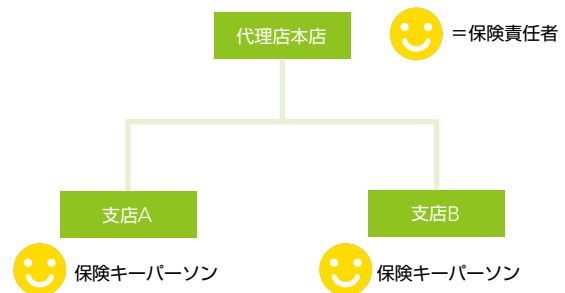
③当社代理店の業態と代理店数

代理店には、損害保険代理業を専門に営む「専業代理店」と、一般企業等の一部門として行っている「兼業代理店」とがあります。

当社は主にペットショップ（動物取扱業者）を営む傍ら保険を販売する「兼業代理店」を中心に代理店委託をしています。2017年3月末時点での代理店数は935社（店舗数にして8,004店）です。

④保険責任者・保険キーパーソン制度

当社の代理店では、代理店の社内で保険責任者を選出し、保険責任者は保険会社との窓口として活動します。複数の店舗を有する代理店においては、店舗毎の責任者として保険キーパーソンを選出し、保険募集における責任体制を明確に定めています。



(4) 代理店教育

一般社団法人日本損害保険協会では、2008年6月より「損害保険募集人試験」と「保険商品教育制度」を運営しておりましたが、2011年10月、両制度が「損害保険募集人一般試験」として統合されるとともに、損害保険業界の自主ルールとして、「損害保険募集人一般試験」の合格を代理店登録、募集人届出の要件とすることが定められました。当社では業界自主ルール制定以前から保険募集を行う際の必須要件としておりましたが、引き続き「損害保険募集人一般試験」の合格と、5年毎の更新試験を受験することにより、最新の業務知識の理解度を定期的に確認し、募集人の資質向上を図ってまいります。

また、当社ではペット保険の商品内容をはじめ、コンプライアンス、事務処理等について業務知識のチェックテストを四半期毎に行っており、常に適切な保険募集ができるよう努めています。

10 「お客様の声」への対応

(1) 「お客様の声」への取り組み方針

■基本方針

当社は、お客様からいただいた苦情やご意見をはじめ、各種のご相談を「お客様の声」として真摯に受け止め、サービス改善や商品開発等の業務品質の向上に活かしていくことで、お客様から真に信頼していただける保険会社を目指します。

また、苦情については「天使の涙」と呼び、特に大切にするとともに、ご不満の解消と速やかな改善に努めます。

■「お客様の声」に対する取り組み

1. 「お客様の声」を寄せていただいたことに対し、感謝と誠意の気持ちを持ち、お客様の立場に立って対応いたします。
2. お客様からの苦情への対応は、すべての部門で最優先事項として、迅速かつ誠実に取り組みます。
3. 苦情の原因を、お客様の立場で思考・分析し、再発防止に全社を挙げて取り組むことにより、よりよいサービス・商品の開発や業務品質の向上に活かしていきます。
4. 当社ホームページにおいて、24時間365日、どなたでも書き込み可能でオープンな「掲示板」を公開し、「お客様の声」に対して、誠実、かつ速やかにお答えするとともに、その内容をすべてのお客様に公開していきます。

(2) ご意見・ご要望をおうかがいする体制

■あんしんサービスセンター

本社、北海道支店、東北支店、中部支店、近畿支店、中四国支店、高知オフィス、九州支店内にコールセンターを設け、全国のお客様からの各種ご相談、ご照会を受け付けています。

■お客様相談センター

お客様からご意見、苦情等をおうかがいする窓口として、「お客様相談センター」を設置し、専用回線を設けています。

■ホームページ

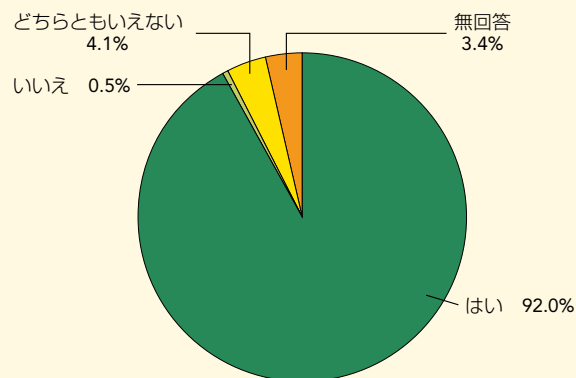
お客様からの「よくあるご質問（FAQ）」を掲載するとともに、直接お問い合わせいただけるフォームをご用意し、ご照会にお答えしています。また、お客様にご質問を投稿していただける「教えて！アニコム損保」ページを設置し、ご質問内容と当社の回答を公開しています。

■顧客満足度アンケート

保険業務の品質向上に取り組み、お客様になお一層の安心とご満足いただける商品・サービスをご提供するため、保険のご契約に関するアンケートを実施しています。ペットショップ（動物取扱業者）で犬、猫等を迎えると同時にペット保険をご契約いただいた方のうち、当社のホームページを通じてペットのお名前を登録された方を対象としており、2016年度は、24,454名の方からご回答をいただきました。

ご契約時の代理店の説明や態度等に関する質問にご回答いただき、満足度の低い代理店への指導・教育や、その他の業務の改善に活かしており、今後も継続的にアンケートを行い、顧客満足度を高めていきたいと考えています。

代理店から契約内容について十分な説明がありましたか？



(3) 寄せられた苦情・ご意見・ご要望の管理・対応体制

①「お客様の声」の一元管理

お客様相談窓口寄せられた苦情やご意見等をデータベース等へ集約し、コンプライアンス推進部において一元管理を行っています。

②「お客様の声」を経営に活かす体制

コンプライアンス推進部では、各部と連携し、寄せられた苦情等について、マーケットアウト委員会及び保険金適正支払委員会等において内容や原因等を分析し、業務改善や商品開発につなげています。分析結果や再発防止措置の実施状況は、四半期毎に取締役会へ報告し、検証しています。

③お客様への情報開示体制

ホームページ上で、四半期毎に苦情の受付状況や概要、「お客様の声」に基づき改善した取り組み事例を開示し、お客様の信頼に応えるとともに、経営の透明性をさらに高めていきます。

10 「お客様の声」への対応

④各種委員会における「お客様の声」への取り組み

●マーケットアウト委員会

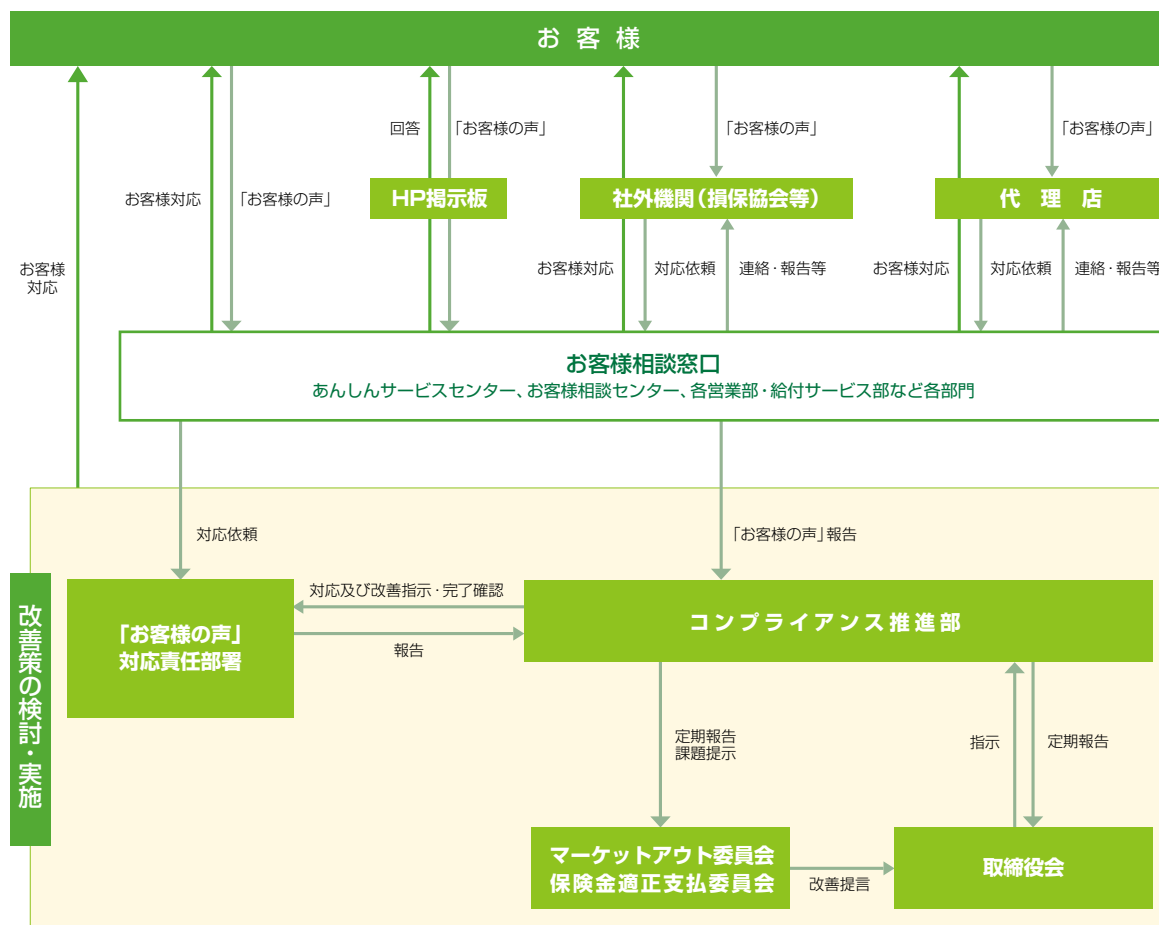
コンプライアンス推進部担当執行役員を委員長として、全執行役員・部長がメンバーとなって四半期毎に開催し、お客様からの苦情・ご意見の受付状況や、これに対する取り組み状況を把握・分析し、経営に反映させることを目的として活動しています。

●保険金適正支払委員会

給付管理部担当執行役員を委員長として、内部監査室、

コンプライアンス推進部、リスク管理部、経営企画部、IT部、商品開発部、アンダーライティング部、業務管理部、給付管理部、給付サービス部の担当執行役員及び部長がメンバーとなって四半期毎に開催し、保険金のお支払い状況のモニタリングや、お支払いに関するお客様からの苦情・ご意見等の調査・分析を通じて、常に適正な保険金のお支払いが実行されるよう検証し、改善することを目的として活動しています。

【「お客様の声」への対応態勢図】



(4)「お客様の声」の受付状況（2016年4月～2017年3月）

(単位：件)

「お客様の声」 区分	代表的な事例	苦情件数				
		16年4月～ 6月	16年7月～ 9月	16年10月～ 12月	17年1月～ 3月	合計
1 ご契約及び 募集行為に 関するもの	ご契約内容・条件などのご説明不足・誤り、 お引受制限等	748	682	806	797	3,033
2 ご契約の管理・ 決済等に関 するもの	保険料の決済関連、保険証のお届け不備等	448	428	546	573	1,995
3 保険金に関 するもの	保険金のご請求・お支払方法のご説明不足・不備、 お支払の遅延等	300	290	321	327	1,238
4 その他	いずれの区分にも該当しないもの	487	357	396	397	1,637
合計		1,983	1,757	2,069	2,094	7,903

(5)「お客様の声」に基づき改善した取り組み事例

■お客様の利便性・満足度の向上

事例1 マイページデザインの改善

お客様の声

マイページがわかりにくい。

改善事例

マイページをシンプルでわかりやすいデザインにリニューアルしました。

また、お客様が利用される画面サイズに応じて最適化した表示となる仕様に変更しました。(2016年10月)



事例2 スマートフォンからのマイページ利便性向上

お客様の声

スマートフォンから継続手続きができない。

改善事例

スマートフォンからマイページでお手続き可能なものは一部に限られていましたが、お手続き可能な範囲を拡大しました。(2016年10月)

【スマートフォンからお手続き可能となったもの】

- ①継続契約のお手続き
- ②クレジットカード情報の変更
- ③どうぶつ死亡、保険契約の解約
- ④どうぶつお名前登録
- ⑤お手続き書類の発送依頼
- ⑥保険金請求書類のダウンロード
- ⑦Web保険証券の閲覧・ダウンロード

10 「お客様の声」への対応

事例3 対応医療機関様向け補償基準の公開

お客様の声

補償対象・対象外の基準がわかりにくい。

改善事例

対応医療機関様向けに当社の補償対象・対象外となる具体的な薬品等をホームページ上で検索できるようにしました。(2017年2月)

今後、ご契約者向けにも公開予定です。



事例4 ホームページのリニューアル (スマートフォン・タブレットに完全対応)

お客様の声

ホームページがわかりにくい・使いにくい。

改善事例

より快適にご利用いただけるよう、デザインを一新し、パソコン、スマートフォン、タブレットのいずれからでも使いやすいページへとリニューアルいたしました。(2017年3月)



■パンフレット・帳票等の改善

事例1 自動継続のご案内の改善

お客様の声

自動継続のご案内ハガキがわかりにくい。

改善事例

マイページで手続き可能な項目について一目でわかるよう、アイコン表示に変更しました。(2016年4月)



(6) お客様から届いた感謝の声 (2016年4月～2017年3月)

	内容	合計
1	保険があってよかった	1,516
2	接客対応がよかった	253
3	死亡解約時に届いたお花が嬉しかった	292
4	どうぶつ宛にバースデーカードが届いて嬉しかった	107
5	その他	393
	合計	2,561

【保険があってよかった】

●長い間、本当にありがとうございました。愛犬が虹の橋を渡りました。正直、初めころは犬の保険なんて思っていたんですが、年を重ねるうちに色々な病気が次から次へと。アニコンの保険に入っていたおかげで心ゆくまで治療を受けさせることが出来ました。

●雄のラブラドルとしては長寿の15歳という大往生の犬生でした。長年の健康管理と保険の利用で高額高度医療を

施してあげられた故のことです。アニコムとのお付き合いは8年間でしたが、金銭面の精神的負担がかなり少なくて済み、本当にありがとうございました。

- 愛犬の突然のケガで手術・入院とも急な出費となりましたが、保険に入っていて本当に良かったと思いました。
- この度、愛犬が亡くなりました。小さな頃から、おなかを壊したり、嘔吐したり、皮膚病になったり、外耳炎になったり、子宮の病気になったりと本当によく病院にかかりました。アニコムがなければきっと最後まで満足のいく治療をさせてあげられなかったかもしれません。本当に感謝してもしきれません。9年間ありがとうございました。
- 〇〇の生涯にわたりまして医療面でサポートをいただきありがとうございました。家族一同感謝申し上げます。
- 昨年までは、ほぼ保険を使うことなくお守り代わりだと思って加入していましたが、今年に入ってから急性肺炎・腎不全を発症してたくさん保険を使わせていただきました。かかりつけの病院がアニコム対応病院でしたので窓口で精算ができてよかったです。
- 長い間たくさんお世話になり、愛犬も私も大変救われました。おかげ様で17歳という人生・・・犬生を全うし、老衰という形で大住生で天国へ旅立つことができましたので家族一同満足しております。保険に加入している子があと2頭おりますので引き続きよろしくお願いします。
- 保険のおかげで愛犬には精一杯の治療をしてあげることができ、私たち家族もいっしょに頑張ることができました。本当にありがとうございました。

【接客対応がよかった】

- 愛犬が先天性の病気で、天国に行ってしまった際には、あたたかいお言葉をいただき、胸が熱くなったのを今でも忘れることができます。
- 継続手続き申し込み・改姓の手続きにあたり、丁寧なご説明をありがとうございました。素敵な「笑声」で対応いただき、こちらも嬉しくなりました。
- アニコムの人は本当に対応がいいって、周りの人によくオススメしてます。
- 対応評価があるなら、Aランクです！
- 非常にわかりやすい説明で、対応していただいたのがあなたで良かった。上司の方にお電話代わって、この感謝をお伝えしたいくらいです。
- 電話したことで不安が消えました。アニコムは優しい対応で素晴らしい。
- 先住犬の死亡解約時の電話対応やお心遣いがありがたく、長年入っていて良かったと思いましたので、またお世話になろうと思いました。

【死亡解約時に届いたお花が嬉しかった】

- お花のお礼で電話した。愛犬の遺骨に、お花と一緒に送付されたカードのメッセージを聞かせた。本当にありがとう。お花は保険証と一緒に大切に飾っている。
- 亡くなったときにペットロスになってしまったのだが、アニコムからお花をいただいてすごく嬉しかった。それから、少しずつ気持ちが変わってきて、がんばろうという気持ちになった。
- 先日は、綺麗なお花を送って頂きましてありがとうございました。愛犬はお花が好きでしたのでクンクン鼻を動かして喜んでいると思います。
- 愛猫が亡くなってから気持ちがとても落ち込んでいたけれど、お花が来て一筋の光が差したみたい。癒されました。

【どうぶつ宛にバースデーカードが届いて嬉しかった】

- バースデーカードを送ってくださりありがとうございました。この1年元気に過ごすことができたことに感謝し、これからも一緒に過ごす時間を大切にしていきます。
- 毎年バースデーカードをいつも飾っています。今までのものも全部捨てないでとってあります。
- いつもお誕生日にバースディカードの送付ありがとうございました。15歳になる今年は、誕生日まで生きられるかどうかという状況でしたので、「誕生日まで頑張って生きて！」と応援されてると思うようにしました。そして無事に誕生日を迎えることができ、誕生日から20日後に旅立ってしまいました。火葬の際はお花や大好きなおもちゃ、手紙、そして15歳のバースディカードといっしょに旅立ちました。本当にありがとうございました。

【その他】

- 保険証が可愛いのでアニコムに加入を決めました。
- 人の病院と同様に窓口で精算できることや、愛犬が他人の物を破損してしまった場合の賠償責任特約があることが魅力です。
- フォトコンテストで愛犬の写真掲載ありがとうございました。私は大好きな愛犬が選ばれて驚きとうれしさとドキドキしました。
- セカンドオピニオンのように、相談を受けてくれるシステムはとてもありがたいです。
- 健康相談を利用していろんな話をするととても助かった。アニコムに加入して病院に行くことができる子たちは本当に幸せだと思う。
- しつけ相談をして私自身が癒される感じがした。頑張る力をもらった気がする。ありがとう。

10 「お客様の声」への対応

(7) 手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

お客様が当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

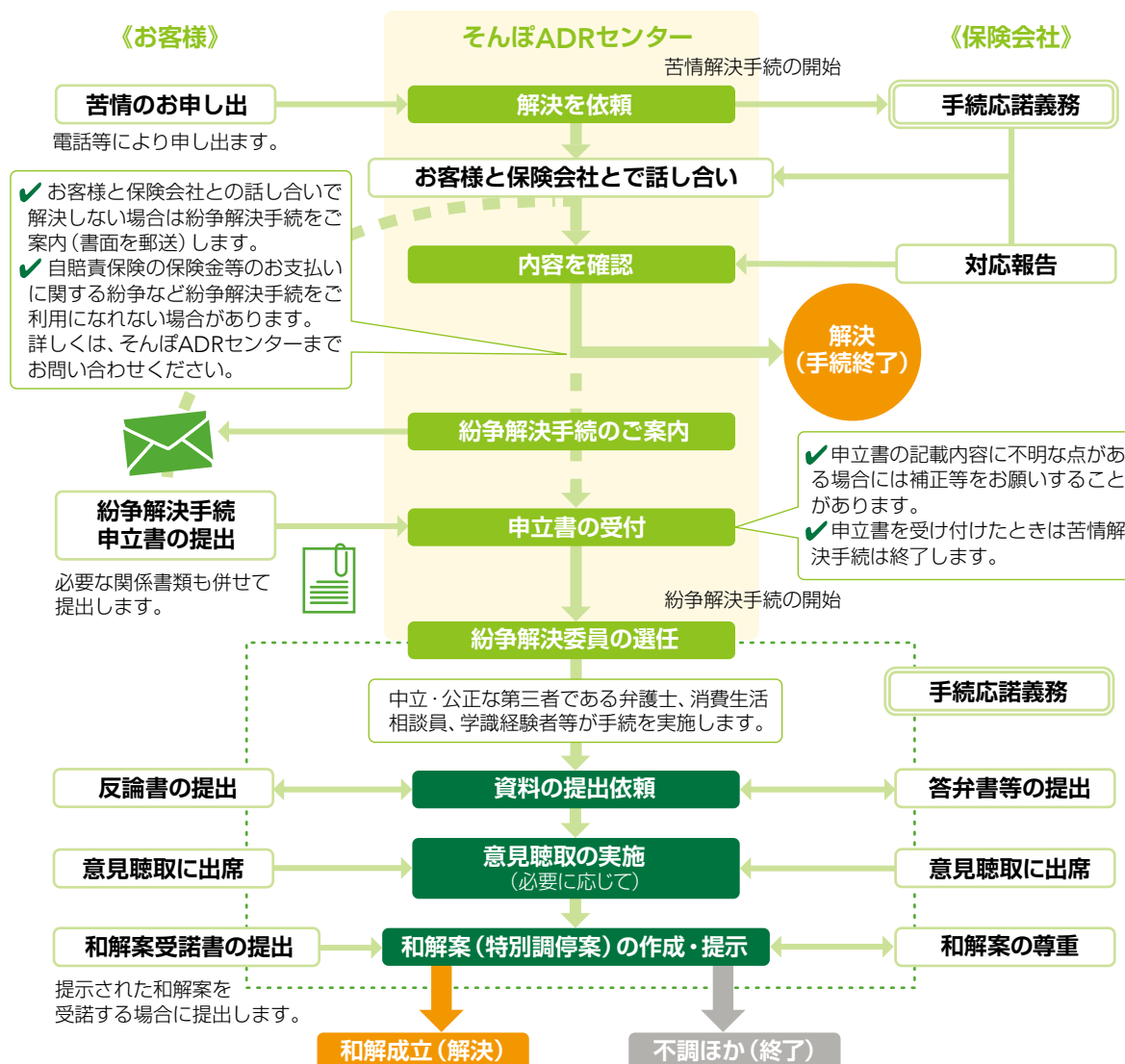
ナビダイヤル（全国共通・通話料有料） 0570-022808

IP電話の場合は、電話番号が異なりますので一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp>）

■ 苦情解決手続及び紛争解決手続の主な流れ ※標準的な手続の進行例です。



II

業務について



1. 保険のしくみ	42
2. 約款	42
3. 取扱商品	43
4. 保険金のお支払い	44
5. 各種サービス	48

1 保険のしくみ

(1) 保険制度

「一人は万人のために、万人は一人のために」

保険制度とは、多数の人々が、統計学に基づき算出された保険料を支払うことによって、偶然な事故により被った損害に対して、保険金を受け取ることができるという仕組みであることから、この言葉がよく用いられます。保険制度の目的は、その理論的根拠となる「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的な補償を得ることにより、個人生活や企業経営の安定を促進させることにあります。

(2) 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、偶然な一定の事故により生じる損害を、保険会社が補償することを約束し、その代価として保険契約者が保険料を支払うことを約束する契約をいいます（保険法第2条）。したがって、損害保険契約は有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約となりますが、契約内容の正確を期するために保険契約申込書を作成し、その証となる保険証券等を交付します。

(3) 保険料率

保険料は、保険金支払に充当すべき純保険料と保険業の事業運営に充当すべき付加保険料で成り立っています。

お支払いいただく保険料の算出根拠となる純保険料率は、当社が合理的かつ妥当で、不当に差別的でないものとして算出し、主務官庁である金融庁から認可を得たものです。

(4) 保険料の収受・返戻

保険料は、原則としてご契約と同時に支払いただくこととなっています（これを「保険料即収の原則」といいます）。保険のお申込みをいただいても、定められた期日までに保険料のお支払いがないと、保険事故が起きても保険金をお支払いすることができません。なお、当社におきましては、保険料の口座振替やクレジットカードによるお支払い等、便利な方法をご用意しています。

また、保険契約の失効、解除の場合には、保険料を約款の規定に基づいてお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、それらを重要事項として予めご説明し、ご確認いただくよう努めています。

2 約款

(1) 約款の位置づけ

保険契約の内容は、普通保険約款と特約によって定められており、当社とご契約者・被保険者との具体的・個別的な権利義務関係（例えば、保険会社の保険金支払義務や、ご契約者等の告知義務）等を記載しています。

したがって、契約締結前および締結時に、当社の募集人から約款の内容について十分ご説明を受けていただくことがとても重要になります。

(2) 契約時の留意事項

①重要事項の説明および契約のご意向の確認

当社は、普通保険約款と特約の内容をわかりやすく説明するために、パンフレット、ご契約のしおり、重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」）を作成しています。

また、当社は、「契約についての意向確認書」を使用することにより、お客様のご意向、状況に応じた内容、保険料となっていることを契約締結時にあわせてご確認いただくようにしています。

②申込書への記載事項

保険契約申込書に記載された事項は、ご契約者と当社の双方を拘束するもの（例えば、保険金の支払限度、適用保険料の決定）となります。したがって、ご記入いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできない場合等もありますので、契約締結時に十分ご確認いただくことがとても重要になります。

(3) ご契約後の留意事項

①契約内容の変更

ご契約後に「どうぶつ健康保険証」等に記載されている内容などに変更が生じたときは、直ちに取扱代理店または当社への連絡が必要です。ご連絡が遅れると、変更が生じたときからお知らせいただくまでの期間の事故に関しては、保険金をお支払いできない場合がありますので、十分ご留意いただくようお願いしています。

②「どうぶつ健康保険証」等の確認

事故が起きたとき既に保険期間が終了していたり、ご契約内容の変更のご連絡を忘れたりすることのないように、「どうぶつ健康保険証」等により保険期間や契約内容を適宜ご確認いただくことをおすすめしています。

③契約の自動継続

当社の個人向け保険商品は、原則として自動継続となっており、契約のご継続に関する手間が大幅に軽減されています。また、ご契約の満期にあわせて、当社よりご継続に関するご案内をお送りしています。

(4) 約款等に関する情報提供方法

当社は、普通保険約款と特約の内容をわかりやすく説明するためのパンフレットや、ご契約のしおり、重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」）等の資料請求に対して、迅速に対応しています。また、ホームページに普通保険約款と特約を開示し、お客様の利便性向上にも努めています。

当社のペット保険「どうぶつ健保」は、その名のとおりの健康保険と同様に、次のことを商品コンセプトにしています。

- 動物病院における診療費の一定割合に限り、被保険者負担とすること
- 日本全国すべての動物病院で利用できること

具体的には、どうぶつのケガや病気について、動物病院において被保険者が負担した診療費のうち、保険の対象となる診療費の70%・50%（「どうぶつ健保べいびい」と「どうぶつ健保すまいるべいびい」については、当初の1ヶ月に限り100%）をお支払いする商品です。

ただし、保険の対象に該当しない診療費があるほか、保険期間中であっても、お支払いの対象から除外される期間や支払限度額、手術の限度回数等がありますので、それらの詳細をパンフレット、重要事項説明書、ご契約のしおり等でご説明しています。

（1）販売商品の一覧

①ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」

当社における最も一般的な商品であり、ご家庭等で飼養・管理されている所定年齢以下の「犬・猫・鳥・うさぎ・フェレット・モモンガ・リス・ハムスター・ネズミ・モルモット・ハリネズミ・カメ・トカゲ」をご契約対象としています（ただし、「鳥・うさぎ・フェレット・モモンガ・リス・ハムスター・ネズミ・モルモット・ハリネズミ・カメ・トカゲ」につきましては、継続契約のみをご契約対象としています）。保険期間は1年、保険の対象となる診療費の70%・50%を支払限度の範囲内でお支払いします。

なお、当社のホームページからでも、ご契約いただける商品です。

②ペット保険「どうぶつ健保べいびい」

「満0歳の犬・猫」をご購入されると同時にペットショップ等の動物取扱業者でご契約いただける商品です。保険期間は1年、診療費につきましては、保険期間の初日から1ヶ月は保険の対象となる診療費の100%を、その後の11ヶ月はご契約のプランにより、70%・50%をお支払いします。これは、どうぶつが生後間もない時期は、病気等にかかりやすいことに対応したものです。

③ペット保険「どうぶつ健保すまいるべいびい」

「満0歳の犬・猫」のお引渡日から1ヶ月に限り保険の対象となる診療費の100%をお支払いする商品です。どうぶつにとって、病気等にかかりやすい時期にペットショップ（動物取扱業者）が保険を付保して販売することで、お客様がより安心してご家族としてお迎えいただけるように開発した商品です。

④ペット保険「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

前述③のペット保険「どうぶつ健保すまいるべいびい」の責任期間（1ヶ月）終了時にあわせて、ご契約いただける商品です。保険期間は1年、ご契約のプランにより、保険の対象となる診療費の70%・50%をお支払いします。

⑤ペット保険「どうぶつ健保はっぴい」

「満1歳11ヶ月以下の鳥・うさぎ・フェレット・モモンガ・リス・ハムスター・ネズミ・モルモット・ハリネズミ・カメ・トカゲ」をご購入されると同時にペットショップ等の動物取扱業者でご契約いただける商品です。保険期間は1年、保険の対象となる診療費の70%・50%をお支払いします。

⑥その他主な特約

ペット賠償責任特約

ご契約いただいたどうぶつが、他人または他人の物に咬み付いたり、引っかいたりすること等によって、他人に損害を与え、飼い主様に法律上の賠償責任が生じた場合に、保険金をお支払いする特約です。所定の特約保険料を支払うことにより、前述①、②、④及び⑤の商品に付帯することができます。

（2）商品の改定並びに開発の状況

- ・2008年4月 ●ペット保険の販売開始
- ・2009年3月 ●ペット保険「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」保険料分割払方式を導入
- ペット保険団体扱方式を導入
- ・2009年4月 ●ペット保険「どうぶつ健保べいびい」保険料分割払方式を導入
- ・2010年10月 ●以下の商品改定を実施
 - ①入・通院限度日数を無制限に
 - ②原則として、終身での継続を可に
 - ③支払割合90%・70%プランの新設
- ・2012年8月 ●支払割合90%プランの取扱いを停止
- ・2014年6月 ●保険料を改定
- ・2014年11月 ●以下の商品改定を実施
 - ①入・通院限度日数ありプランの新設
 - ②入・通院限度日数無制限プランの保険料改定および新規契約の取扱いを停止
 - ③犬の「品種クラス」の一部を改定
 - ④鳥・うさぎ・フェレットの新規引受を停止（「どうぶつ健保ふぁみりい」）
 - ⑤健康割増引制度の導入
- ・2015年2月 ●「どうぶつ健保はっぴい」の販売開始
- ・2016年11月 ●「どうぶつ健保はっぴい」のご契約対象どうぶつに「モモンガ・リス・ハムスター・ネズミ・モルモット・ハリネズミ・カメ・トカゲ」を追加

【商品別の支払割合】

商品名	ペット賠償責任特約	1ヶ月目	2ヶ月目	・・・	12ヶ月目
①「どうぶつ健保ふぁみりい」	付帯できます	70%・50%	70%・50%	・・・	70%・50%
②「どうぶつ健保べいびい」	付帯できます	100%	70%・50%	・・・	70%・50%
③「どうぶつ健保すまいるべいびい」	付帯できません	100%	—	—	—
④「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」 ③の1ヶ月間の保険期間終了後の継続契約となります。	付帯できます	70%・50%	70%・50%	・・・	70%・50%
⑤「どうぶつ健保はっぴい」	付帯できます	70%・50%	70%・50%	・・・	70%・50%

4 保険金のお支払い

当社では、適切な保険金のお支払いを通じて、将来にわたって安定して保険金が受領できる、という安心や信頼感をお客様にご提供することが保険会社の業務の根本であると考え、以下のとおり保険金のお支払い体制を構築しています。

(1) 保険金ご請求のしくみ

当社では、以下の二通りの保険金ご請求方法があります。

①アニコム損保対応病院（※）で診療を受けた場合

動物病院の窓口での診療費お支払い時に、保険金のご請求手続きをその場で行うことができます。（以下の「窓口精算システム」に記載した手続きを行っていただいた場合に限ります。）

所定のお手続きが終了したお客様には、診療費等の総額から保険金相当額を除いた自己負担額のみを病院窓口にてお支払いいただきます。

※アニコム損保対応病院は、当社と契約を交わした上で、お客様に代わって当社に保険金の請求を行います。

②アニコム損保対応病院で保険金請求手続きができなかった場合や対応病院以外の動物病院で診療を受けた場合

動物病院の窓口で、一旦診療費の全額をお支払いください。その後、お客様より直接当社へ保険金をご請求ください。当社では、お客様からの請求書類を受領後、ご指定の保険金受取口座へ保険金をお支払いします。

なお、ペット賠償責任特約（※）に係る事故が発生した場合には、速やかに当社にご連絡をいただくようお願いしています。

※ペット賠償責任特約については、43ページをご参照ください。

<アニコム損保対応病院制度について>

●窓口精算システム

当社では、お客様がアニコム損保対応病院でペットの診療を受けた際に、動物病院の窓口で以下の手続きを行うだけで、その場で保険金のご請求手続きが完了するサービス体制を構築しています。

①「どうぶつ健康保険証」を提示する

②保険契約の有効性確認（※）を受ける

※保険契約の有効性確認とは、動物病院で診療を受ける時点でお客様の保険契約が有効であり、病院の窓口での精算が可能な条件を満たしていることの確認業務をいいます。



対応病院の窓口で提示していただく「どうぶつ健康保険証」

●充実したアニコム損保対応病院数

全国6,083病院（2017年3月末日現在）の窓口で保険金の請求手続きが完了する業界トップクラスの対応病院ネットワークを構築しています。

当社の保険金請求件数の約8割が対応病院の窓口での精算によるものです。

●アニコム損保対応病院一覧

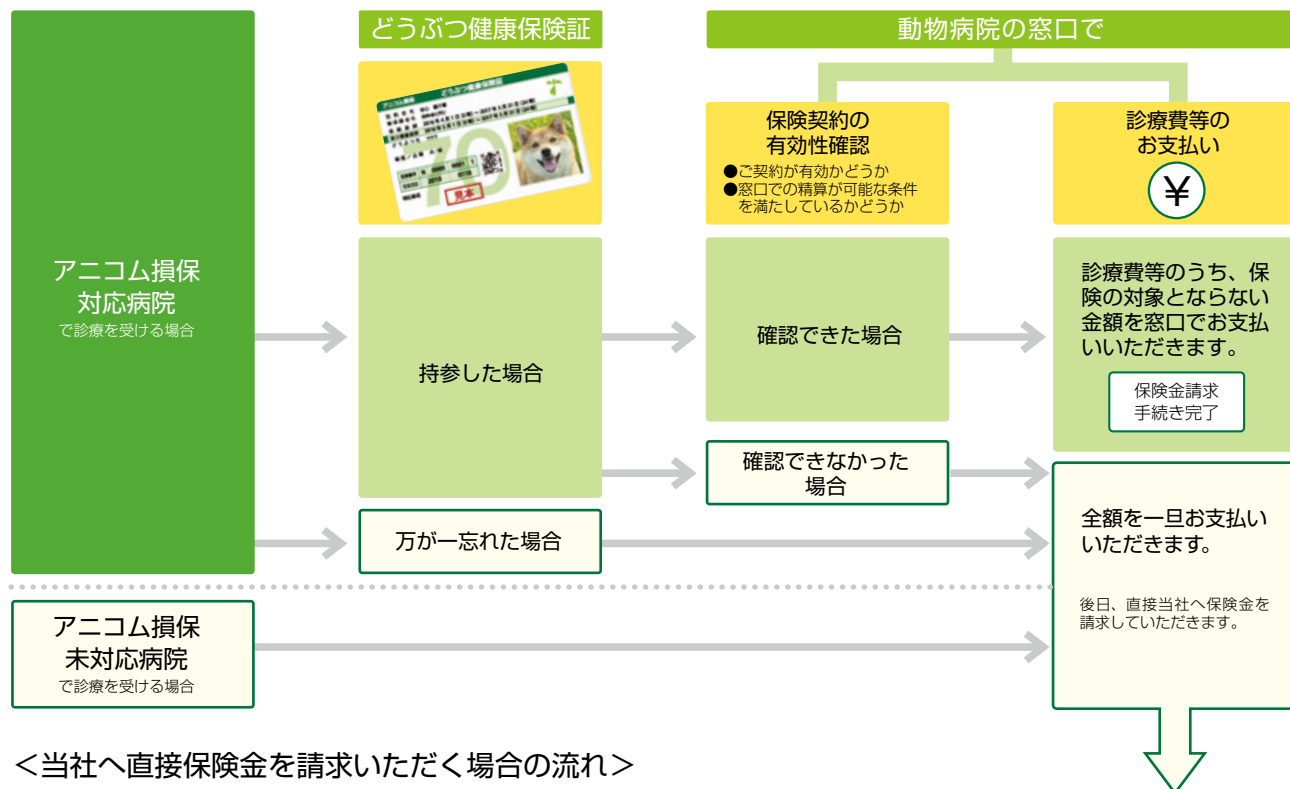
専用検索サイト上で、全国の対応病院の情報が確認できます。

(<http://www.anicom-ah.com/>)



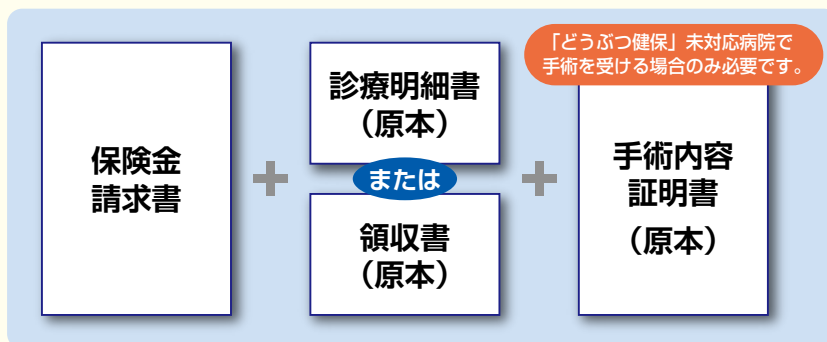
このステッカーが対応病院の目印です。

<保険金お支払いまでの標準的な流れ>



<当社へ直接保険金を請求いただく場合の流れ>

- ① 動物病院窓口で診療費等の全額を一旦お支払いの上、「診療明細書」（または「領収書」）をお受け取りいただきます。（「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受けられた場合は、「手術内容証明書」（同様の内容であれば動物病院の診断書でも可）も必要です。）
- ② 被保険者ご自身で「保険金請求書（兼医療照会同意書）」を記入していただきます。
- ③ 必要書類を当社までご送付いただきます。
診療日からその日を含めて30日以内の送付をお願いしています。
※なお、当社のLINE公式アカウントからも保険金請求が行えます。
- ④ 保険金のお支払いに必要なすべての書面が当社に到着した日から、その日を含めて30日以内に、被保険者のご指定口座に保険金をお支払いします。
ただし、保険金のお支払いにあたり、30日を超えて特別な調査が必要となる以下の場合につきましては、それぞれの日数を経過する日までに保険金をお支払いします。
 - 保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合…………… 90日
 - 災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合…………… 60日



4 保険金のお支払い

(2) 保険金のお支払い状況

2016年度の当社のペット保険にかかる保険金のお支払い状況は以下のとおりです。

① 半期ごとのお支払い状況の推移

		お支払い件数	お支払いの対象とならなかった件数
2016年度	上半期（2016年 4月～2016年9月）	1,409,409	7,791
	下半期（2016年10月～2017年3月）	1,419,510	10,386
	合 計	2,828,919	18,177

② お支払いの対象とならなかった件数およびその内訳

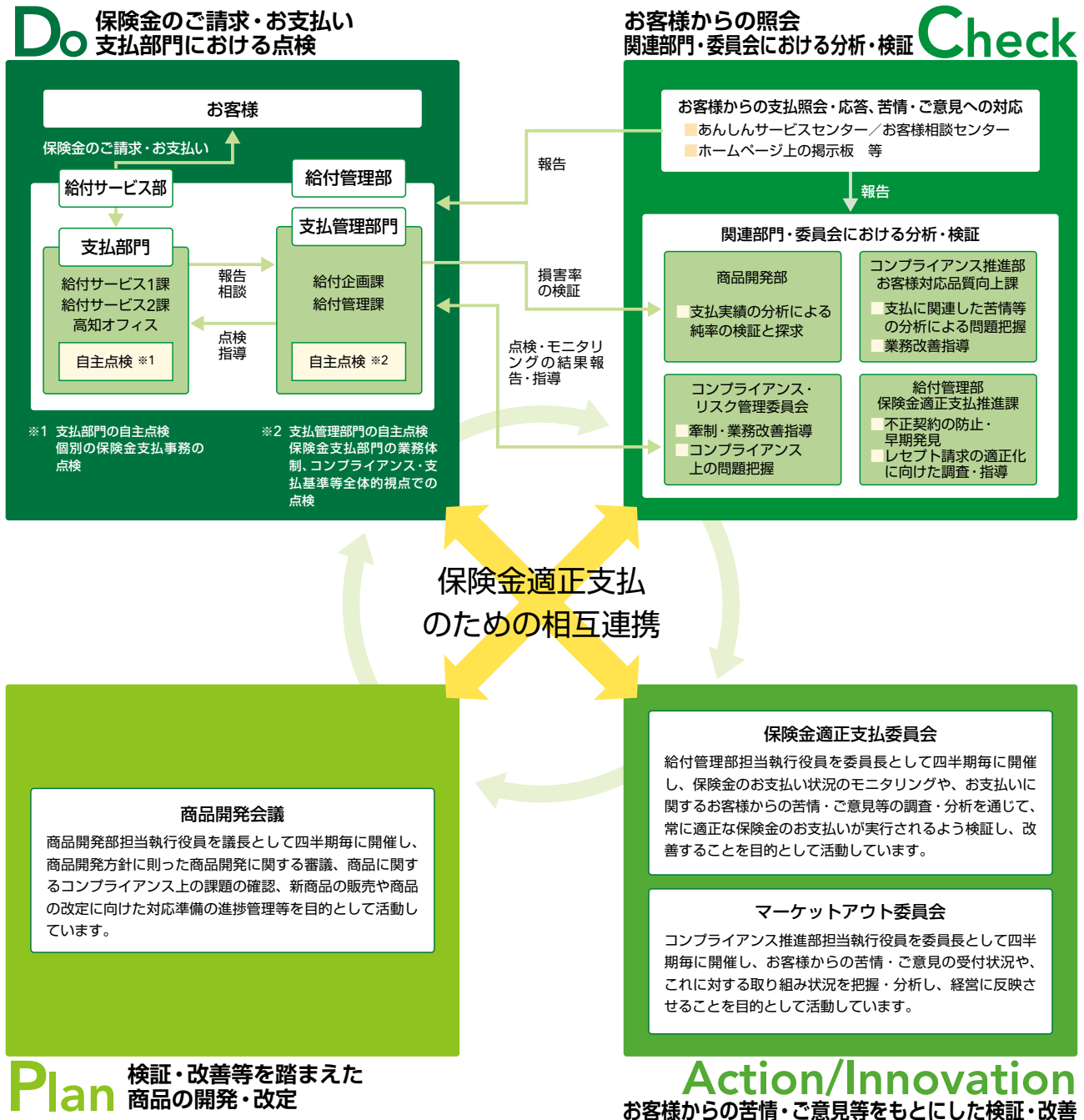
お支払いの対象とならなかった件数	理由	合計
	詐欺取消・詐欺無効	0
	告知義務違反解除	19
	重大事由解除	0
	支払事由非該当	3,411
	免責事由該当	14,747
	計	18,177

③ 用語の説明

用語	解説
詐欺取消・詐欺無効	保険契約の締結等に際して保険契約者、被保険者または保険金受取人等に詐欺行為があり、契約が取消または無効となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
告知義務違反解除	保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、契約が解除となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
重大事由解除	保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こす、または反社会的勢力だと判明するなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
支払事由非該当	責任開始日前の発病など、約款に定められた保険金のお支払い事由に該当しなかったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
免責事由該当	保険金支払の対象とならない疾病として、ご契約時に予め取り決めていた疾病により入院した場合や、被保険者の故意など、約款・特約条項に定められた保険金をお支払いしない事由に該当するため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。

(3) 適正な保険金の支払体制について

当社では、保険金支払部門である給付サービス部、支払管理部門である給付管理部のみならず社内の関連部門等と連携を図ることにより、保険金のお支払いを適正かつ迅速に遂行する体制を構築しています。また、PDCA/I (Plan⇒Do⇒Check⇒Action/Innovation) の実践により、適正な保険金支払体制の強化に向けた不断の改善を行っています。



5 各種サービス

当社では、ご契約者の皆様に、無料でご利用いただける各種サービスをご用意しています。飼い主の皆様とどうぶつの「笑顔」を生み出すための、アニコム損保ならではのサービスです。

(1) しつけ・健康相談サービス

どうぶつの幼齢期から老齢期まで、しつけや健康に関する相談を、コールセンターやホームページを通じて、アニコムカウンセラー、獣医師等がお受けしています。ホームページでは、どなたでも閲覧可能な掲示板「教えて！アニコム損保！しつけ・健康相談編」でのご相談のほか、「よくあるご質問」ページ内の「新規作成」フォームを利用して、公開せずにご相談いただくことも可能です。

(2) 迷子搜索サポートサービス

ペット保険にご契約のどうぶつが迷子になってしまったとき、迷子搜索サポートを受けることができます。大切なわが子が迷子になった際には、搜索についてのアドバイスやご相談を受けることができますので、すぐにご連絡ください。また、ホームページに「迷子搜索サポートマップ」という専用ページを設けており、このページ上で迷子の発生をお知らせすることや、登録していただいている地域の搜索隊の方へ迷子搜索メールを配信することにより、搜索のお手伝いをします。



※本サービスは、グループのアニコム パフェ株式会社運営しています。

しつけ・健康相談、迷子搜索サポートは以下の「あんしんサービスセンター」で承ります。なお、しつけ・健康相談は、平日のみの予約制です。

- 電話：0800-888-8256
- 受付時間：平日9:30～17:30
(土日・祝日9:30～15:30)

(3) マイページ

「マイページ」をホームページ上にご用意しており、ご契約内容の照会や住所、電話番号、改姓等のご契約者情報の変更手続きのほか、保険金請求書のダウンロードや、保険金等のお受取実績の確認等も可能となっています。

また、「どうぶつ健康保険証」の写真で、季節に合わせたグリーティングカードを作成していただけます。

■主なサービス内容

(<https://cs.anicom-sompo.co.jp/user/>)

- 契約内容の照会
- ご契約者情報の変更
- 「どうぶつ健康保険証」用の写真の変更
- ご契約継続手続き
- ご契約解約手続き
- Web保険証券の閲覧とダウンロード
- 保険金請求書類のダウンロード
- 保険金等ご利用明細の確認
- 保険金請求手続き状況の確認
- 保険料払込状況の確認
- お手続き書類の発送受付
- ご契約のしおり等送付省略のご登録



(4) メール配信サービス

以下のメールを配信し、どうぶつとの暮らしをサポートしています。

- 申込書受付メール
- 「どうぶつ健康保険証」 発送メール
- 継続案内発送メール
- 保険金請求受付メール
- 保険金支払い手続き完了メール
- メールマガジン「アニコムどうぶつ健康通信」



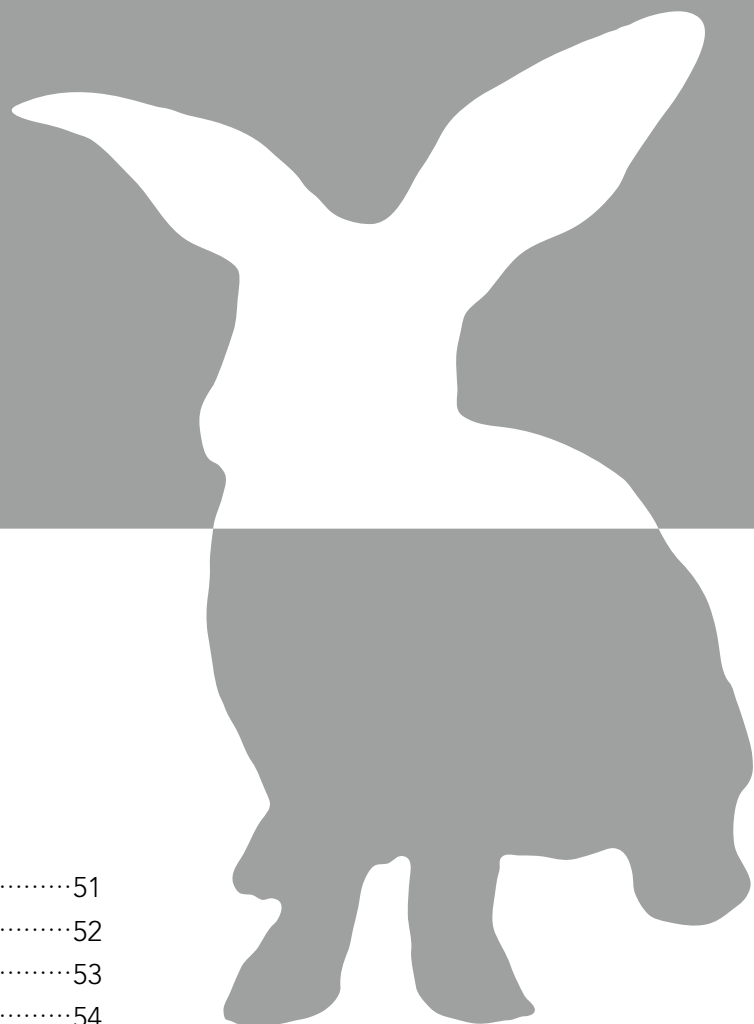
(5) どうぶつライフサポートサービス

当社がJTBグループと提携して厳選した全国のどうぶつと泊まれる宿・ホテルや関連施設にて「どうぶつ健康保険証」を提示していただくと割引やプレゼントなど様々な優待サービスが受けられるほか、雑誌「いぬのきもち」「ねこのきもち」の定期購読が優待価格でお申込みいただけます。
(<http://www.anicom-page.com/support/index.html>)



III

コーポレート データ



1. 株式の状況等	51
2. 会社の組織	52
3. 役員の状況	53
4. 会計監査人の状況	54
5. 従業員の状況等	55

1 株式の状況等

(1) 株式の状況（2017年3月31日現在）

当社は、アニコム ホールディングス株式会社の完全子会社です。

- ①発行する株式の種類 普通株式
- ②発行可能株式総数 240,000株
- ③発行済株式総数 143,740.4株

(2) 基本事項

- ①事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- ②定時株主総会 毎事業年度終了後4ヶ月以内に開催します。
- ③基準日 3月31日
- ④公告方法 電子公告により行います。(http://www.anicom-sompo.co.jp/company/finance/)
ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

(3) 株主総会の開催状況

■第12回定時株主総会

<開催日> 2017年（平成29年）6月27日（火）

<報告事項>

第12期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
上記について報告しました。

<決議事項>

第1号議案 取締役8名選任の件

上記議案は、原案のとおり承認可決されました。

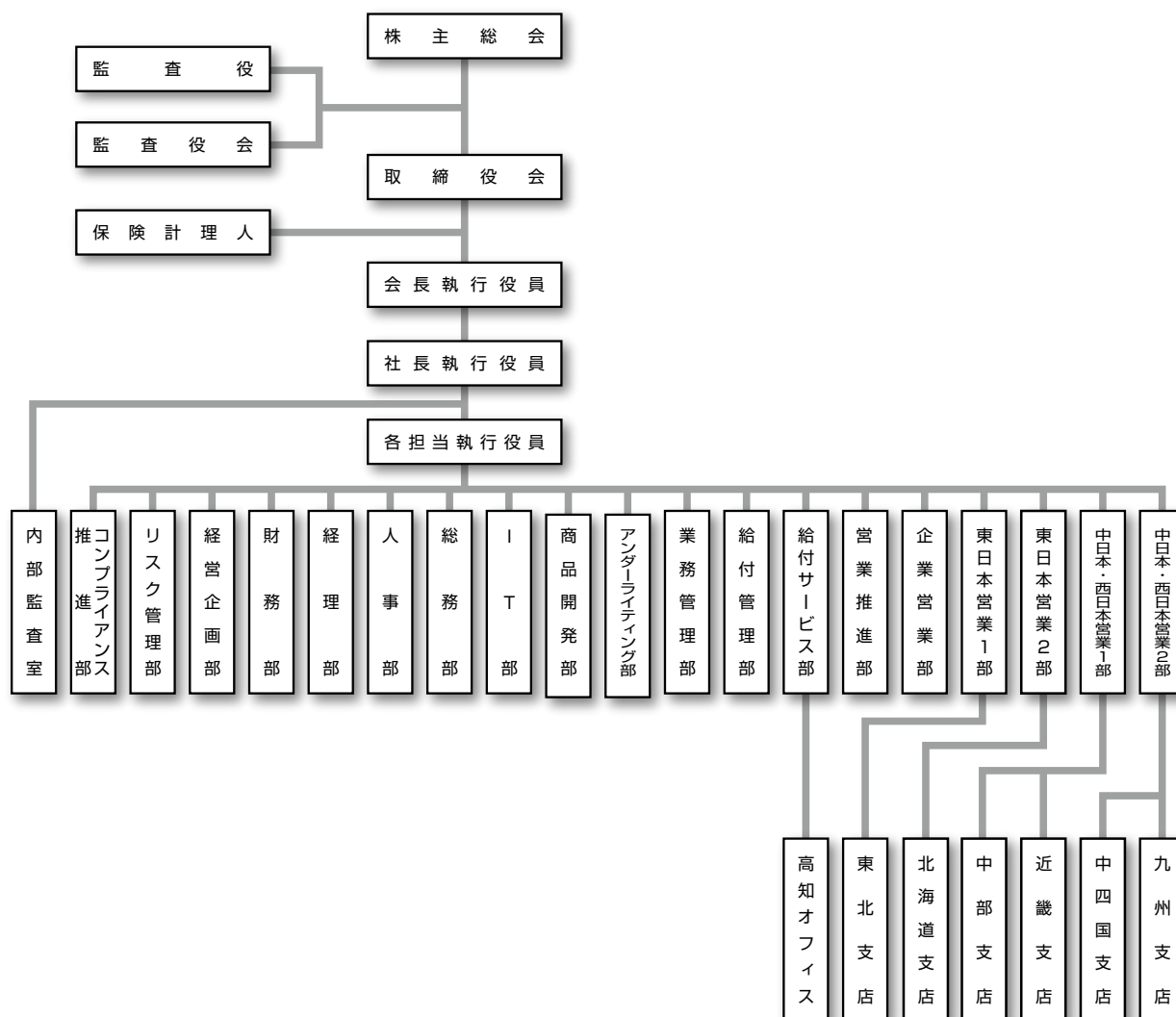
(4) 資本金の推移及び新株発行の状況

年月日	発行済株式総数（普通株式）		資本金		資本準備金		摘 要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
2006年1月26日	60,000株	60,000株	1,500百万円	1,500百万円	1,500百万円	1,500百万円	アニコム インシュアランス プランニング(株)として設立
2006年2月28日	—	—	1,500百万円	3,000百万円	△1,500百万円	—	資本準備金を資本金へ組み入れ
2006年4月3日	1,740.4株	61,740.4株	—	3,000百万円	114百万円	114百万円	親会社であるアニコム インターナショナル(株)(※)より、ペット保険の営業基盤の譲受
2007年10月12日	20,000株	81,740.4株	500百万円	3,500百万円	500百万円	614百万円	アニコム インターナショナル(株)(※)に対する割当増資
2009年3月17日	24,000株	105,740.4株	600百万円	4,100百万円	600百万円	1,214百万円	アニコム ホールディングス(株)に対する割当増資
2010年3月18日	10,000株	115,740.4株	250百万円	4,350百万円	250百万円	1,464百万円	アニコム ホールディングス(株)に対する割当増資
2012年3月19日	14,000株	129,740.4株	350百万円	4,700百万円	350百万円	1,814百万円	アニコム ホールディングス(株)に対する割当増資
2013年9月20日	14,000株	143,740.4株	350百万円	5,050百万円	350百万円	2,164百万円	アニコム ホールディングス(株)に対する割当増資

※ 現アニコム ホールディングス株式会社

2 会社の組織 (2017年7月1日現在)

本社機構は、独立した部によって構成され、それぞれ所管業務を担当しています。
営業の拠点として、札幌、仙台、名古屋、大阪、岡山、福岡に支店を設置しています。



店舗所在地一覧 (2017年7月1日現在)

■北海道支店

所在地 | 〒060-0061 北海道札幌市中央区南一条西
6丁目15番地1 札幌あおばビル3階
電話番号 | 011-232-2336

■東北支店

所在地 | 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町1-12-30
太陽生命仙台駅北ビル6階
電話番号 | 022-225-0031

■中部支店

所在地 | 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-4-1
広小路栄ビルディング4階
電話番号 | 052-218-6350

■近畿支店

所在地 | 〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見2-2-53
大阪東京海上日動ビルディング14階
電話番号 | 06-6943-7510

■中四国支店

所在地 | 〒700-0903 岡山県岡山市北区幸町8-29
三井生命岡山ビル7階
電話番号 | 086-233-7371

■九州支店

所在地 | 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神3-9-25
東晴天神ビルディング6階
電話番号 | 092-714-2285

■高知オフィス

所在地 | 〒780-0053 高知県高知市駅前5-5
大同生命高知ビル5階
電話番号 | 088-800-1071

3 役員の状況

(2017年(平成29年)7月1日現在)

役名及び職名	氏 名 (生年月日)	略 歴	担 当
代表取締役 会長	こもり のぶあき 小森 伸昭 (昭和44年5月2日生)	平成 4年 4月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 平成12年 4月 anicom(動物健康促進クラブ) 理事長 平成12年 7月 株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 代表取締役社長(現任) 平成18年 1月 当社 代表取締役社長 平成26年 1月 アニコム先進医療研究所株式会社 取締役(現任) 平成27年 6月 当社 代表取締役会長(現任) 平成29年 3月 株式会社AHB 取締役(現任) (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 代表取締役社長 アニコム先進医療研究所株式会社 取締役 株式会社AHB 取締役	総括
代表取締役 社長執行役員	のだ しんご 野田 真吾 (昭和51年2月15日生)	平成11年 4月 三信株式会社(現エムエスティ保険サービス株式会社) 入社 平成17年10月 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディ ングス株式会社) 入社 平成22年 4月 当社 執行役員 平成27年 6月 当社 代表取締役社長(現任)	統括 内部監査室
専務取締役 執行役員	ももせ ゆみこ 百瀬 由美子 (昭和42年9月8日生)	平成 3年 4月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 平成12年 4月 anicom(動物健康促進クラブ) 理事 平成12年 7月 株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 平成15年 5月 同社 取締役 平成17年 8月 同社 常務取締役(現任) 平成18年 1月 当社 取締役 平成22年 7月 当社 常務取締役 平成27年 6月 当社 専務取締役(現任) (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 常務取締役	業務管理部 コンプライアンス推進部 リスク管理部
常務取締役 執行役員	ひらい きよし 平井 聡 (昭和38年9月4日生)	昭和63年 4月 オールステート自動車・火災保険株式会社(現セゾン自動車火災 保険株式会社) 入社 平成19年 4月 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディ ングス株式会社) 入社 平成19年 6月 当社 取締役 平成27年 6月 当社 常務取締役(現任) 平成28年 6月 アニコム ホールディングス株式会社 取締役(現任) 平成28年 6月 アニコム フロンティア株式会社 取締役(現任) 平成29年 4月 アニコム パフェ株式会社 取締役(現任) (主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 取締役 アニコム フロンティア株式会社 取締役 アニコム パフェ株式会社 取締役	経営企画部
取締役 執行役員	はたこ あきひろ 畑古 明宏 (昭和44年4月25日生)	平成 4年 4月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 平成18年12月 当社 入社 平成18年12月 当社 取締役(現任)	営業推進部 企業営業部
取締役 執行役員	おおばやし なおき 大林 直樹 (昭和24年3月9日生)	昭和46年 7月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 平成17年 4月 独立行政法人日本貿易保険 理事 平成23年 5月 独立行政法人日本貿易保険 顧問 平成24年 5月 当社 入社 平成24年 5月 当社 執行役員 平成24年 6月 当社 取締役(現任)	新商品開発
取締役 執行役員	すえまつ しげみち 末松 茂道 (昭和43年11月20日生)	平成 4年 4月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 平成24年 4月 当社 入社 平成24年 4月 当社 執行役員 平成27年 6月 当社 取締役(現任)	東日本営業1部 東日本営業2部
取締役 執行役員	やまだ けんじ 山田 健二 (昭和40年8月31日生)	平成元年 4月 日本生命保険相互会社 入社 平成19年 4月 当社 入社 平成26年 1月 当社 執行役員 平成27年 6月 当社 取締役(現任)	中日本・西日本 営業1部 中日本・西日本 営業2部
執行役員	おおくぼ ひろし 大久保 弘二 (昭和46年5月21日生)	平成 6年 4月 センチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人) 入所 平成20年 1月 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディ ングス株式会社) 入社 平成20年 6月 当社 執行役員(現任)	経理部

3 役員の状況

(2017年(平成29年)7月1日現在)

役名及び職名	氏 名 (生年月日)	略 歴		担 当
執行役員	鷲見 寛 (昭和29年8月24日生)	昭和52年 4月 昭和56年 1月 平成 9年 6月 平成16年 9月 平成22年 4月 平成23年 4月	AFIA日本支社 入社 オールステート保険会社日本支社(現セゾン自動車火災保険株式会社) 入社 同社 取締役 セコム損害保険株式会社 入社 当社 入社 当社 執行役員(現任)	給付管理部
執行役員	花岡 慎 (昭和44年4月3日生)	平成 4年 4月 平成26年 4月 平成26年 6月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 当社 入社 当社 執行役員(現任)	商品開発部 アンダーライティング部
執行役員	三宅 美奈 (昭和47年6月26日生)	平成 9年 4月 平成13年12月 平成27年 6月	ジャパントアースシステム株式会社 入社 株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	人事部 総務部
執行役員	丸尾 明治 (昭和47年7月18日生)	平成 9年 4月 平成18年 3月 平成27年 6月	株式会社国際教育センター 入社 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	IT部
執行役員	小原 優子 (昭和44年12月5日生)	平成 5年 4月 平成10年10月 平成13年 1月 平成14年 3月 平成27年 6月	理想科学工業株式会社 入社 オキナ電子工業株式会社 入社 株式会社ザ・ペットチャンネル・ネットワーク 入社 株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	給付サービス部
執行役員	宮野 堤介 (昭和52年3月3日生)	平成12年 9月 平成28年 4月	株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	財務部
常勤監査役	藤田 信一郎 (昭和20年10月30日生)	昭和43年 4月 平成18年 1月 平成20年 6月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社) 内部監査室長 当社 常勤監査役(現任)	—
監査役 (社外)	岡部 紳一 (昭和25年1月19日生)	昭和48年 4月 平成16年10月 平成16年10月 平成24年 4月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 経営企画室 主幹 BELFOR Japan株式会社 取締役 当社 監査役(現任)	—
監査役 (社外)	吉岡 祥子 (昭和51年6月29日生)	平成16年10月 平成18年11月 平成23年 1月 平成26年12月 平成27年 4月 平成27年 6月 平成28年 6月	弁護士登録 牧野総合法律事務所 入所 本間合同法律事務所 入所 日本弁護士連合会 研修・業務支援室嘱託 赤坂総合法律事務所 入所 日本弁護士連合会 研修・業務支援室長(現任) 株式会社第一測範製作所 監査役(現任) 当社 監査役(現任)	—

4 会計監査人の状況

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員

臼 倉 健 司
石 井 広 幸

(1) 従業員の状況（2017年3月31日現在）

人員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
386名	33.1歳	4.3年	4,769千円

(注) 1. 人員数には、兼務役員、社外への出向者及びパートタイマー等の臨時従業員は含みません。
2. 平均勤続年数はアニコムグループ会社における在籍期間を通算して算出しています。
3. 平均給与額は基準外給与を含んでいます。

(2) ダイバーシティの推進

当社は、すべての社員が人と人とのつながりを尊重し、そのつながりから多くのことを学ぶことによって自らの成長を日々促進させ、企業の成長及び社会の発展に寄与していくことを目的として、ダイバーシティを推進しています。

①女性活躍支援

当社は、全従業員に対する女性の割合が約60%を占めており、管理職は全体の約30%を占めています。また出産を迎えたほぼすべての女性が産休・育児休暇を取得しており、復職後も短時間勤務制度を活用し、育児と仕事を両立できるよう支援しています。

②障がい者活躍支援

人事部が主体となり雇用の促進に積極的に取り組むとともに、必要に応じて配属部門に「支援担当者」を配置し、個々の状況に応じた支援体制を構築しています。

③外国人の積極採用

当社は外国籍社員も積極的に採用しており、国籍に関係なく意欲・能力のある人材が幅広い分野で活躍できる環境づくりに取り組んでいます。また、これらの社員による外国語講座を定期的実施するなど、全社員がグローバルな視点で活躍できるような人材育成も行っています。

(3) 採用方針

当社は、オープンで公正な採用を基本方針とし、学歴、年齢、国籍等にとらわれず、人物本位の採用を行っています。広い視野を持ち、自らの実行力をもって常に成長し、新しいことを生み出し続けることができる人材の採用を目指しています。

また、一般の学生及び内定者を対象に、当社への理解を深めていただくことを目的として、以下の取り組みを行っています。

①インターンシップ

当社への理解を深めていただくとともに、「会社とは」「仕事とは」といった社会人に向けてのイメージを高める場として、様々な学部/学科の学生向けに1週間のインターンシップを実施しています。

②先輩社員制度

内定者1名に対して若手社員を1名ずつ配置し、内定から入社までのサポートやコミュニケーションの活性化を図り、入社後スムーズに活躍できるよう「自律型社員」の早期育成に取り組んでいます。

(4) 社員教育・能力開発

当社は、常にオープンで公平な教育機会を提供し、個々の能力や適性を尊重しながら互いに協力し、自由に競い合うことで加速度的な成長を遂げることを目的とし、人材育成・能力開発に努めています。また、あらゆる状況において、ロール（役割）をプレイ（演技）する組織風土を醸成し、何事にも勇気をもって実践することによって社員が自己成長を遂げ、真のプロ人材となるよう育成に努めています。

①アニコム大学

当社の教育体系は、グループで実施している「アニコム大学」のプログラムをベースに「OJT（体験型）」「イントラネットを活用した全社員テスト（毎週実施）」「集合研修」「自己啓発」の主に4つの柱で構成し、それぞれの役職に応じた研修や勉強会を実施しています。

②ジョブローテーション制度

当社は、定期的に担当部署を異動する「ジョブローテーション」を実施しています。一つの分野に限定することなく社員全員が多くの業務に携わることで、会社の全体像や各部署の重要性（オールバリューチェーン）を実体験として理解することができると同時に、経営的な視点を持てる人材の育成やモチベーションの向上、新たなビジネスの創出へとつながっていきます。また、ローテーションを行うことにより業務習熟度の向上を図り、常に個人と組織の能力を効率よく発揮できる環境づくりを行うとともに、多面的に評価を受ける機会を提供しています。

(5) 福利厚生制度

当社では、社員とその家族の健康的で豊かな生活を支える一助として、個々の価値観、ライフスタイル、多様なニーズに対応した福利厚生制度の充実に努めており、法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、特別休暇制度、従業員持株会、慶弔見舞金、ペットの慶弔休暇、育児手当等の諸制度を実施しています。

(6) 人権啓発への取り組み

当社では、社員が法令等を遵守し、人権を尊重した企業活動を行うべく教育研修を行うとともに、特に次の事項については最大限尊重して行動することを求めています。

①人権の尊重

お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重して行動すること。

②差別の禁止

人権は、世界的に認められた価値基準であることを認識し、性別、年齢、職業、国籍、人種、思想、信条、宗教、社会的地位または門地等を理由とする差別や人権侵害は、決して容認しないこと。

③ハラスメントの禁止

セクシュアル・ハラスメント等のいかなるハラスメントも容認しないこと。

なお、当社はセクシュアル・ハラスメント等職場での人権問題の解決に向け、アニコムグループ内及び社外に相談窓口（ホットライン）を設置しています。アニコムグループ内の相談窓口は持株会社であるアニコム ホールディングス株式会社の人事管理部とし、社外の相談窓口としては、外部の法律事務所と契約し、常時相談できる体制になっています。

IV 業績データ



IV-1 主要な業務に関する事項

1. 直近の5事業年度における主要な業務の
状況を示す指標……………58
2. 業務の状況を示す指標……………59

IV-2 財産の状況

1. 計算書類……………70
2. リスク管理債権……………76
3. 債務者区分に基づいて区分された債権……………77
4. 単体ソルベンシー・マージン比率……………78
5. 時価情報……………79
6. 会計監査及び代表者による財務諸表に
関する確認書……………80

- 損害保険用語の解説……………81

1 直近の5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
正味収入保険料	15,781	18,087	21,733	25,370	28,068
経常収益	16,044	18,210	22,300	26,130	28,573
経常利益	673	633	1,366	2,537	2,666
当期純利益	531	383	912	1,709	1,788
資本金の額及び発行済株式の総数	4,700 (129,740.4株)	5,050 (143,740.4株)	5,050 (143,740.4株)	5,050 (143,740.4株)	5,050 (143,740.4株)
純資産額	6,048	7,064	8,033	9,021	10,231
総資産額	15,025	17,358	20,736	23,554	26,038
特別勘定又は積立勘定として経理された資産額	—	—	—	—	—
責任準備金残高	6,560	7,476	9,093	10,330	11,253
貸付金残高	—	—	—	—	343
有価証券残高	8,498	11,292	15,042	10,518	5,813
単体ソルベンシー・マージン比率	281.3%	295.1%	290.2%	299.5%	325.2%
配当性向	—	—	—	—	—
従業員数	232名	253名	287名	316名	386名

(1) 主要な業務の状況を示す指標

① 正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額

< 正味収入保険料 >

(単位：百万円)

種目	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	0	0.0	—	0	0.0	△7.6	0	0.0	△3.9
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	21,733	100.0	20.2	25,370	100.0	16.7	28,068	100.0	10.6
(うちペット保険)	(21,733)	(100.0)	(20.2)	(25,370)	(100.0)	(16.7)	(28,068)	(100.0)	(10.6)
合計	21,733	100.0	20.2	25,370	100.0	16.7	28,068	100.0	10.6

(注) 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

< 元受正味保険料 >

(単位：百万円)

種目	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	21,733	100.0	20.2	25,370	100.0	16.7	28,068	100.0	10.6
(うちペット保険)	(21,733)	(100.0)	(20.2)	(25,370)	(100.0)	(16.7)	(28,068)	(100.0)	(10.6)
合計	21,733	100.0	20.2	25,370	100.0	16.7	28,068	100.0	10.6

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

② 受再正味保険料の額及び支払再保険料の額

< 受再正味保険料 >

(単位：百万円)

種目	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	0	100.0	—	0	100.0	△7.6	0	100.0	△3.9
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うちペット保険)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	0	100.0	—	0	100.0	△7.6	0	100.0	△3.9

(注) 受再正味保険料とは、受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

< 支払再保険料 >

該当ありません。

③ 解約返戻金の額

(単位：百万円)

種目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	223	296	367
(うちペット保険)	(223)	(296)	(367)
合計	223	296	367

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金及び受再解約返戻金の合計額をいいます。

2 業務の状況を示す指標

④保険引受利益の額

＜保険引受利益＞

(単位：百万円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保険引受収益	21,733	25,370	28,068
保険引受費用	15,921	17,394	18,968
営業費及び一般管理費	4,446	5,942	6,755
その他収支	—	—	—
保険引受利益	1,365	2,033	2,344

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

＜種目別保険引受利益＞

(単位：百万円)

種目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
火災	0	0	0
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	1,365	2,033	2,344
(うちペット保険)	(1,365)	(2,033)	(2,344)
合計	1,365	2,033	2,344

⑤正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額

＜正味支払保険金＞

(単位：百万円)

種目	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—	0	0.0	0.0
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	12,149	100.0	13.6	13,547	100.0	11.5	14,901	100.0	10.0
(うちペット保険)	(12,149)	(100.0)	(13.6)	(13,547)	(100.0)	(11.5)	(14,901)	(100.0)	(10.0)
合計	12,149	100.0	13.6	13,547	100.0	11.5	14,901	100.0	10.0

(注) 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

＜元受正味保険金＞

(単位：百万円)

種目	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	12,149	100.0	13.6	13,547	100.0	11.5	14,901	100.0	10.0
(うちペット保険)	(12,149)	(100.0)	(13.6)	(13,547)	(100.0)	(11.5)	(14,901)	(100.0)	(10.0)
合計	12,149	100.0	13.6	13,547	100.0	11.5	14,901	100.0	10.0

⑥受再正味保険金の額及び回収再保険金の額

<受再正味保険金>

(単位：百万円)

種目	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—	0	100.0	0.0
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うちペット保険)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	0	100.0	0.0

(注) 受再保険金とは、受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

<回収再保険金>

該当ありません。

(2) 保険契約に関する指標

①契約者配当金

該当ありません。

②正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	—	—	—	—	—	—	529.5	—	529.5
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	59.3	26.3	85.6	56.9	29.7	86.6	56.5	31.2	87.7
(うちペット保険)	(59.3)	(26.3)	(85.6)	(56.9)	(29.7)	(86.6)	(56.5)	(31.2)	(87.7)
合計	59.3	26.3	85.6	56.9	29.7	86.6	56.5	31.2	87.7

(注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料

2. 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

③出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	64.4	28.3	92.7	60.1	31.1	91.2	58.9	32.1	91.0
(うちペット保険)	(64.4)	(28.3)	(92.7)	(60.1)	(31.1)	(91.2)	(58.9)	(32.1)	(91.0)
合計	64.4	28.3	92.7	60.1	31.1	91.2	58.9	32.1	91.0

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料

3. 事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料

4. 合算率＝発生損害率＋事業費率

5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額

6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

7. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

2 業務の状況を示す指標

④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国内	100.0%	100.0%	100.0%
海外	—	—	—

⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

該当ありません。

⑥出再保険料の格付ごとの割合

該当ありません。

⑦未収再保険金の額

該当ありません。

(3) 経理に関する指標

①支払備金の額及び責任準備金の額

<支払備金>

(単位：百万円)

種目	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	1,435	1,558	1,739
(うちベット保険)	(1,435)	(1,558)	(1,739)
合計	1,435	1,558	1,739

<責任準備金>

(単位：百万円)

種目	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
火災	0	0	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	9,093	10,330	11,253
(うちベット保険)	(9,093)	(10,330)	(11,253)
合計	9,093	10,330	11,253

②責任準備金積立水準

当社にて取扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式及び積立率を記載していません。

③責任準備金の残高の内訳

<平成27年度末>

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	計
火災	0	—	—	—	—	0
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	9,517	813	—	—	—	10,330
(うちペット保険)	(9,517)	(813)	—	—	—	(10,330)
合計	9,517	813	—	—	—	10,330

<平成28年度末>

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	10,354	899	—	—	—	11,253
(うちペット保険)	(10,354)	(899)	—	—	—	(11,253)
合計	10,354	899	—	—	—	11,253

(注) 地震保険の責任準備金については、普通責任準備金欄に記載しております。

④引当金の期末残高及び期中の増減額

<平成27年度>

(単位：百万円)

区分		平成26年度末 残高	平成27年度 増加額	平成27年度減少額		平成27年度末 残高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	2	—	—	1	0
	個別貸倒引当金	9	5	—	—	15
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
賞与引当金		93	130	93	—	130
価格変動準備金		22	9	—	—	32
合計		128	146	93	1	179

<平成28年度>

(単位：百万円)

区分		平成27年度末 残高	平成28年度 増加額	平成28年度減少額		平成28年度末 残高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	0	48	—	0	48
	個別貸倒引当金	15	72	—	1	85
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
賞与引当金		130	156	130	—	156
価格変動準備金		32	8	—	—	41
合計		179	285	130	1	331

2 業務の状況を示す指標

⑤貸付金償却の額

該当ありません。

⑥資本金等明細表

資本金等の明細につきましては、P.75の株主資本等変動計算書をご参照ください。

⑦損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、発生損害率が1%上昇すると仮定しています。	
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額	
経常利益の減少額	平成27年度	242百万円 異常危険準備金残高の取崩額 一百万円
	平成28年度	272百万円 異常危険準備金残高の取崩額 一百万円

⑧期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

（単位：百万円）

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成24年度	1,001	895	30	76
平成25年度	1,142	1,087	45	9
平成26年度	1,291	1,181	61	48
平成27年度	1,435	1,300	75	60
平成28年度	1,558	1,398	97	62

（注）1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

⑨事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

該当ありません。

⑩事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人件費	2,162	2,456	2,747
物件費	2,941	4,270	4,828
税金	131	166	194
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	—	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金	0	0	0
諸手数料及び集金費	1,269	1,591	1,996
合計	6,505	8,485	9,767

(4) 資産運用に関する指標等

①資産運用方針

当社の資産運用は、将来の保険金支払に備えるため、「安全性」「流動性」の確保に努めており、「収益性」「公共性」を総合的に判断し、リスク管理に十分留意した運用を実施しております。

また、健全な財務基盤の維持と純資産価値の拡大とともに、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、社会・公共の福祉に資するという哲学のもと、分散投資を行っていきます。

②資産運用リスク管理の体制

当社では、運用フロント業務を財務部、運用事務を経理部、リスク管理をリスク管理部が担当するという役割分担のもと、不測の事態が生じないよう、定性・定量の両面から市場リスク・信用リスクを把握し、適切なリスク管理に取り組んでおります。

③資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	平成26年度末		平成27年度末		平成28年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
預貯金	3,139	15.1	7,121	30.2	13,962	53.6
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	15,042	72.5	10,518	44.7	5,813	22.3
貸付金	—	—	—	—	343	1.3
土地・建物	37	0.1	883	3.7	841	3.2
運用資産計	18,219	87.9	18,523	78.6	20,960	80.5
総資産	20,736	100.0	23,554	100.0	26,038	100.0

④利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：百万円)

区分	平成26年度末		平成27年度末		平成28年度末	
		利回り%		利回り%		利回り%
預貯金	5	0.13	3	0.08	1	0.02
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	283	2.26	328	2.23	300	4.06
貸付金	—	—	—	—	1	0.62
土地・建物	—	—	1	0.49	14	1.70
小計	289	1.73	333	1.79	318	1.63
その他	—		—		—	
合計	289		333		318	

(注) 利回りは(収入金額÷月平均運用額)で算出しています。

⑤海外投融資残高及び海外投融資利回り

該当ありません。

⑥商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

2 業務の状況を示す指標

⑦保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	平成26年度末		平成27年度末		平成28年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
株式	590	3.9	420	4.0	435	7.5
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他の証券	14,452	96.1	10,098	96.0	5,377	92.5
合計	15,042	100.0	10,518	100.0	5,813	100.0

⑧保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
公社債	—	—	—
株式	3.87	2.06	2.10
外国証券	—	—	—
その他の証券	2.18	2.24	4.23
合計	2.26	2.23	4.06

⑨有価証券の種類別の残存期間別残高

<平成27年度>

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	420	420
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	10,098	10,098
合計	—	—	—	—	—	10,518	10,518

<平成28年度>

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	435	435
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	5,377	5,377
合計	—	—	—	—	—	5,813	5,813

⑩業種別保有株式の額

(単位：株、百万円)

区分	平成26年度末			平成27年度末			平成28年度末		
	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%
金融保険業	—	—	—	11,000	14	3.53	—	—	—
商業	54,360	223	37.9	96,000	221	52.58	46,425	396	91.08
化学	34,900	57	9.7	57,000	78	18.65	—	—	—
建設業	3,800	51	8.6	—	—	—	—	—	—
情報・通信	1,500	1	0.2	—	—	—	10,000	29	6.71
サービス	21,000	84	14.3	8,800	34	8.23	—	—	—
その他	96,400	172	29.3	69,000	71	16.98	7,000	9	2.20
合計	211,960	590	100.0	241,800	420	100.0	63,425	435	100.0

⑪貸付金の残存期間別の残高

<平成28年度>

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国内企業向け	固定金利	—	—	—	—	343	—	343
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	343	—	343
その他	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
合計	固定金利	—	—	—	—	343	—	343
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	343	—	343

⑫担保別貸付金残高

(単位：百万円)

区分		平成26年度末		平成27年度末		平成28年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
担保貸付		—	—	—	—	—	—
保証貸付		—	—	—	—	—	—
信用貸付		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	343	100.0
一般貸付計		—	—	—	—	343	100.0
	うち劣後特約付貸付	—	—	—	—	—	—
約款貸付		—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	343	100.0

2 業務の状況を示す指標

⑬使途別の貸付金残高及び構成比

区分	平成26年度末		平成27年度末		平成28年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
設備資金	—	—	—	—	—	—
運転資金	—	—	—	—	343	100.0
合計	—	—	—	—	343	100.0

⑭業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

区分	平成26年度末		平成27年度末		平成28年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
農林・水産業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	—	—	—	—	—	—
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
サービス業等	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	343	100.0
（うち個人住宅・消費者ローン）	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	343	100.0
公共団体	—	—	—	—	—	—
公社・公団	—	—	—	—	—	—
約款貸付	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	343	100.0

（注）業種区分は、日本標準産業分類の大分類に準じています。

⑮規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

区分	平成26年度末		平成27年度末		平成28年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
大企業	—	—	—	—	—	—
中堅企業	—	—	—	—	—	—
中小企業	—	—	—	—	343	100.0
その他	—	—	—	—	—	—
一般貸付計	—	—	—	—	343	100.0

（注）1. 大企業とは、資本金10億円以上の企業をいいます。

2. 中堅企業とは、1の「大企業」および3の「中小企業」以外の企業をいいます。

3. 中小企業とは、資本金3億円以下の企業をいいます。（ただし、卸売業は資本金1億円以下、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。）

4. その他とは、非居住者貸付、公共団体、個人ローン等をいいます。

⑩貸付金地域別内訳

区分	平成26年度末		平成27年度末		平成28年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
首都圏	—	—	—	—	343	100.0
近畿圏	—	—	—	—	—	—
上記以外の地域	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	343	100.0

(注) 地域区分は当社取扱部店所在地による分類です。

⑪有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
土地	—	483	473
営業用	—	—	—
賃貸用	—	483	473
建物	37	400	367
営業用	37	219	191
賃貸用	—	181	176
建設仮勘定	1	3	—
営業用	—	3	—
賃貸用	1	—	—
合計	38	887	841
営業用	38	223	191
賃貸用	—	664	650
リース資産	0	4	3
その他の有形固定資産	46	293	343
有形固定資産合計	85	1,185	1,188

(5) 特別勘定に関する指標

①特別勘定資産残高

該当ありません。

②特別勘定資産

該当ありません。

③特別勘定の運用収支

該当ありません。

1 計算書類

(1) 貸借対照表

科目	平成27年度 (平成28年3月31日現在)	平成28年度 (平成29年3月31日現在)
(資産の部)		
現金及び預貯金	7,121	13,963
現金	0	0
預貯金	7,121	13,962
有価証券	10,518	5,813
株式	420	435
その他の証券	10,098	5,377
貸付金	—	343
有形固定資産	1,185	1,188
土地	483	473
建物	400	367
工具、器具及び備品	160	308
リース資産	4	3
建物仮勘定	3	—
その他の有形固定資産	132	35
無形固定資産	359	669
ソフトウェア	325	474
ソフトウェア仮勘定	33	195
その他資産	3,987	3,664
未収保険料	232	260
未収金	2,038	1,344
未収収益	1	1
預託金	434	421
仮払金	1,280	1,636
繰延税金資産	397	530
貸倒引当金	△16	△134
資産の部合計	23,554	26,038

(単位：百万円)

科目	平成27年度 (平成28年3月31日現在)	平成28年度 (平成29年3月31日現在)
(負債の部)		
保険契約準備金	11,888	12,993
支払備金	1,558	1,739
責任準備金	10,330	11,253
その他負債	2,481	2,615
未払法人税等	160	155
預り金	39	39
未払金	1,204	1,244
仮受金	1,073	1,172
リース債務	4	3
賞与引当金	130	156
特別法上の準備金	32	41
価格変動準備金	32	41
負債の部合計	14,533	15,806
(純資産の部)		
資本金	5,050	5,050
資本剰余金	2,164	2,164
資本準備金	2,164	2,164
利益剰余金	1,930	3,118
利益準備金	120	240
その他利益剰余金	1,810	2,878
(繰越利益剰余金)	(1,810)	(2,878)
株主資本合計	9,144	10,332
その他有価証券評価差額金	△123	△100
評価・換算差額等合計	△123	△100
純資産の部合計	9,021	10,231
負債及び純資産の部合計	23,554	26,038

(平成28年度貸借対照表の注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
- (1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。
- なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
- (2) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
2. 有形固定資産（リース資産は除く）の減価償却は、定率法（ただし建物並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。
3. 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
5. 貸倒引当金は、債権等の貸倒れによる損失に備えるため資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を、債権等の金額に乘じた額を計上しております。
- また、全ての債権については、資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

6. 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。
7. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
8. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額は、242百万円であります。
10. 支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。
- (1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|-------------------------------|----------|
| 支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く） | 1,739百万円 |
| 同上にかかる出再支払備金 | 一百万円 |
| 差引（イ） | 1,739百万円 |
| 地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ） | 一百万円 |
| 計（イ＋ロ） | 1,739百万円 |
- (2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|---------------------|-----------|
| 普通責任準備金（出再責任準備金控除前） | 10,354百万円 |
| 同上にかかる出再責任準備金 | 一百万円 |
| 差引（イ） | 10,354百万円 |
| その他の責任準備金（ロ） | 899百万円 |
| 計（イ＋ロ） | 11,253百万円 |
11. 関係会社に対する金銭債務の総額は539百万円であります。

12. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産

責任準備金	254百万円
未払事業税	23百万円
賞与引当金繰入限度額超過額	44百万円
減価償却限度超過額	8百万円
貸倒引当金	37百万円
支払備金	109百万円
新株予約権	35百万円
その他有価証券評価差額金	39百万円
その他	5百万円
繰延税金資産小計	558百万円
評価性引当金	△28百万円
繰延税金資産合計	530百万円

13. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：％)

法定実効税率	28.2
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
住民税均等割	0.5
所得税額控除	△2.0
その他	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2

14. 会計方針の変更（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

15. 表示方法の変更（貸借対照表）

前事業年度において有形固定資産の「その他の有形固定資産」に含めておりました「工具、器具及び備品」は、金額的重要性が増したため当事業年度から独立掲記しております。

なお、前事業年度の「工具、器具及び備品」は160百万円であります。

16. 追加情報（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

17. 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主として損害保険業を行っており、資産の運用においては、運用資金の性格を考慮し、「安全性」「収益性」「流動性」「公共性」を総合的に判断し、社会・公共の福祉に資するような資産運用を目指しております。

運用手段は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等とし、年度資産運用計画に準拠した資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の保有する金融商品は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等であり、下記のリスクに晒されております。

①市場関連リスク

金利、為替、株式などの市場の変動に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

②信用リスク

個別と信先の信用力の変化に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社におけるリスク管理体制については、資産運用部門（財務部）、事務管理部門（経理部）、リスク管理部門（リスク管理部）を設置し、資産運用リスク管理規程に基づき、相互牽制機能が働く体制としております。

①市場関連リスクの管理

有価証券のうち株式・債券等については時価とリスク量を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

②信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクについては、銘柄ごとの格付情報、時価等の把握を行うことで管理をしております。また、政策投資目的で保有している有価証券については、取引先の市場環境や業績状況等を定期的にモニタリングしております。リスク管理も含めた資産運用状況については、取締役会において月次で報告され、モニタリング結果の確認及びリスク管理態勢の整備を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（(注) 2.参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	13,963	13,963	—
(2) 有価証券	5,465	5,465	—
(3) 貸付金（貸倒引当金控除後）	294	287	△7
(4) 未収金（貸倒引当金控除後）	1,330	1,330	—
資産計	21,054	21,046	△7

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
満期のある預金については、個別の預金ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式については取引所の価格によっており、債券については日本証券業協会の公表する公社債店頭売買参考統計値表に表示される価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託及び投資法人の投資口については、公表または資産運用会社から提示される基準価格等によっております。

(3) 貸付金

貸付金については、元金金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 未収金

未収金については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(2) 有価証券」には含めておりません。

・非上場株式（貸借対照表計上額347百万円）
上記金融商品は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしておりません。

18. 1株当たりの純資産額は71,183円26銭であります。

なお、算定上の基礎である当期末純資産10,231百万円であり、純資産の部の合計額から控除する金額はありません。また、普通株式の期末株式数は143,740.4株であります。

19. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

20. 連結納税制度を適用しております。

21. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

1 計算書類

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成27年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	平成28年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
経常収益	26,130	28,573
保険引受収益	25,370	28,068
正味収入保険料	25,370	28,068
資産運用収益	745	489
利息及び配当金収入	333	318
有価証券売却益	411	171
その他運用収益	0	0
その他経常収益	14	16
経常費用	23,592	25,906
保険引受費用	17,394	18,968
正味支払保険金	13,547	14,901
損害調査費	895	965
諸手数料及び集金費	1,591	1,996
支払備金繰入額	122	181
責任準備金繰入額	1,237	923
資産運用費用	182	0
有価証券売却損	101	—
有価証券評価損	80	0
営業費及び一般管理費	5,998	6,806
その他経常費用	17	132
支払利息	0	0
貸倒引当金繰入額	4	118
その他の経常費用	13	13
経常利益	2,537	2,666
特別利益	0	—
固定資産処分益	0	—
特別損失	57	175
固定資産処分損	22	8
減損損失	—	157
特別法上の準備金繰入額	9	8
価格変動準備金繰入額	9	8
本社移転費用	19	—
違約金等	5	—
税引前当期純利益	2,480	2,491
法人税及び住民税	864	844
法人税等調整額	△94	△141
法人税等合計	770	703
当期純利益	1,709	1,788

(平成28年度損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による費用の総額は、1,216百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	28,068百万円
支払再保険料	一百万円
差引	28,068百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	14,901百万円
回収再保険金	一百万円
差引	14,901百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	1,996百万円
出再保険手数料	一百万円
差引	1,996百万円

(4) 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	181百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	一百万円
差引（イ）	181百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額（ロ）	一百万円
計（イ＋ロ）	181百万円

3. 1株当たりの当期純利益は12,444円08銭であります。

なお、算定上の基礎である当期純利益は1,788百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は143,740.4株であります。

4. 関連当事者との取引は次のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	アニコム ホールディングス 株式会社	(被所有) 100%	役員の兼務3名 経営指導	経営管理料（注1）	1,216	未払金	—
				連結法人税	722	未払金	373

（注） 取引金額は税込みで表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）当社が委託する経営指導及び業務委託内容等を勘案した上で、会社の事業規模等により決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	アニコム パフェ 株式会社	—	役員の兼務1名	アニコパーク関連費用 の立替精算	35	—	—
親会社の 関連会社	セルトラスト・アニマル・ セラピューティクス株式会社	—	資金の貸付	資金の貸付（注1）	343	貸付金	343
				利息の受取（注1）	1	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

1 計算書類

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成27年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	平成28年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	2,480	2,491
減価償却費	186	282
支払備金の増減額 (△は減少)	122	181
責任準備金の増減額 (△は減少)	1,237	923
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	4	118
賞与引当金の増減額 (△は減少)	36	25
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	9	8
利息及び配当金収入	△333	△318
有価証券関係損益 (△は益)	△228	△170
支払利息	0	0
有形固定資産関係損益 (△は益)	22	122
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△990	△179
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	213	△377
小 計	2,760	3,106
利息及び配当金の受取額	323	320
利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	△614	△482
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,468	2,944
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	1,000	△300
有価証券の取得による支出	△8,039	△6,442
有価証券の売却・償還による収入	11,890	12,030
貸付金による支出	—	△343
資産運用活動計	4,850	4,945
(営業活動及び資産運用活動計)	(7,319)	(7,889)
有形固定資産の取得による支出	△1,210	△287
有形固定資産の売却による収入	3	4
その他	△529	△463
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,114	4,198
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済支出	△0	△1
配当による支出	△600	△600
財務活動によるキャッシュ・フロー	△601	△601
IV 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	4,982	6,541
V 現金及び現金同等物の期首残高	689	5,671
VI 現金及び現金同等物の期末残高	5,671	12,213

(平成28年度キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成29年3月31日現在)

現金及び預貯金	13,963百万円
定期預金	△1,750百万円
現金及び現金同等物	12,213百万円

2. 重要な非資金取引の内容

非資金取引について記載すべき重要なものはありません。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	5,050	2,164	2,164	—	821	821	8,035	△1	△1	8,033
当期変動額										
剰余金の配当					△600	△600	△600			△600
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立				120	△120		—			—
当期純利益					1,709	1,709	1,709			1,709
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								△121	△121	△121
当期変動額合計	—	—	—	120	989	1,109	1,109	△121	△121	987
当期末残高	5,050	2,164	2,164	120	1,810	1,930	9,144	△123	△123	9,021

平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	5,050	2,164	2,164	120	1,810	1,930	9,144	△123	△123	9,021
当期変動額										
剰余金の配当					△600	△600	△600			△600
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立				120	△120	—	—			—
当期純利益					1,788	1,788	1,788			1,788
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								22	22	22
当期変動額合計	—	—	—	120	1,067	1,187	1,187	22	22	1,210
当期末残高	5,050	2,164	2,164	240	2,878	3,118	10,332	△100	△100	10,231

(平成28年度株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数は次のとおりであります。

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	143,740.4	—	—	143,740.4

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	300百万円	2,090円	平成28年3月31日	平成28年6月25日
平成28年11月7日 取締役会	普通株式	300百万円	2,090円	平成28年9月30日	平成28年11月7日
計		600百万円			

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2 リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
破 綻 先 債 権 額 (A)	—	—	—
延 滞 債 権 額 (B)	—	—	—
3カ月以上延滞債権額 (C)	—	—	—
貸付条件緩和債権額 (D)	—	—	—
リスク管理債権合計	—	—	—
(E) = (A) + (B) + (C) + (D)	—	—	—
貸 付 金 残 高 (F)	—	—	343
貸 付 金 に 占 め る 割 合 (G) = (E) / (F)	—	—	0.0

(注) 各債権の意義は次のとおりです。

(1) 破綻先債権

破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

(2) 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

(3) 3カ月以上延滞債権

3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

(4) 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

3 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区 分	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
危険債権	—	—	—
要管理債権	—	—	—
正常債権	—	—	343
計	—	—	343

(注) 各債権の意義は次のとおりです。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始または再生手続開始の申立てにより経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

(2) 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

(3) 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金および貸付条件緩和貸付金です。

3カ月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない債権であり、貸付条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「3カ月以上延滞貸付金」に該当しない債権です。

(4) 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外のものに区分される債権です。

4 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	10,087	12,296
資本金又は基金等	8,844	10,332
価格変動準備金	32	41
危険準備金	—	—
異常危険準備金	813	899
一般貸倒引当金	0	48
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	△172	△140
土地の含み損益	△2	△4
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	570	1,119
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	6,733	7,562
一般保険リスク (R ₁)	6,547	7,352
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—
予定利率リスク (R ₃)	—	—
資産運用リスク (R ₄)	729	827
経営管理リスク (R ₅)	145	163
巨大災害リスク (R ₆)	0	0
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	299.5%	325.2%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（単体ソルベンシー・マージン）および第87条（単体リスク）ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

【単体ソルベンシー・マージン比率】

- ・ 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・ こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の（B））に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の（A））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」（上表の（C））であります。
- ・ 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険（一般保険リスク）： 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（第三分野保険の保険リスク）（巨大災害に係る危険を除く）
 - ② 予定利率上の危険（予定利率リスク）： 積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険（資産運用リスク）： 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険（経営管理リスク）： 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）： 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」（単体ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。

単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

(1) 有価証券

<平成27年度>

- ① 売買目的有価証券 該当ありません。
 ② 満期保有目的の債券 該当ありません。
 ③ その他有価証券

(単位：百万円)

区分		平成27年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	19	17	1
	その他	30	29	0
	小計	49	47	2
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	253	291	△37
	その他	10,067	10,204	△136
	小計	10,321	10,495	△174
合計		10,370	10,543	△172

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券(株式147百万円)は、上表に含めておりません。

- ④ 売却した満期保有目的の債券 該当ありません。

- ⑤ 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分	平成26年度			平成27年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	11,734	232	21	12,640	411	101

⑥ 減損処理を行った有価証券

平成26年度	平成27年度
該当ありません。	非上場株式(その他有価証券の株式)で時価を把握することが極めて困難と認められるものについて80百万円減損処理を行っております。なお、当該有価証券の減損については、原則として、期末日の時価が帳簿価額と比べて50%以上下落したものを対象としています。

<平成28年度>

- ① 売買目的有価証券 該当ありません。
 ② 満期保有目的の債券 該当ありません。
 ③ その他有価証券

(単位：百万円)

区分		平成28年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	20	17	3
	その他	314	311	3
	小計	335	329	6
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	66	72	△5
	その他	5,063	5,204	△141
	小計	5,130	5,276	△146
合計		5,465	5,606	△140

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券(株式347百万円)は、上表に含めておりません。

- ④ 売却した満期保有目的の債券 該当ありません。

- ⑤ 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分	平成27年度			平成28年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	12,640	411	101	11,325	171	—

⑥ 減損処理を行った有価証券

平成27年度	平成28年度
非上場株式(その他有価証券の株式)で時価を把握することが極めて困難と認められるものについて80百万円減損処理を行っております。なお、当該有価証券の減損については、原則として、期末日の時価が帳簿価額と比べて50%以上下落したものを対象としています。	該当ありません。

(2) 金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引

該当ありません。

(4) 保険業法に規定する金融等のデリバティブ取引

該当ありません。

(5) 先物外国為替取引

該当ありません。

(6) 有価証券関連デリバティブ取引

該当ありません。

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当ありません。

6 会計監査及び代表者による財務諸表に関する確認書

(1) 会計監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びその附属明細書について、新日本有限責任監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

(2) 財務諸表の適正性及び財務諸表等作成に関する内部監査の有効性の確認

当社代表者は、財務諸表等についての適正性及び財務諸表等作成に係る内部監査の有効性について、以下のとおり確認しています。

2017年6月27日

確 認 書

アニコム損害保険株式会社
代表取締役社長 野田真吾

私は、当社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第12期事業年度にかかる財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適正に表示していることを確認いたしました。

また、当該確認を行うにあたり、下記のとおり、財務諸表等を適正に作成する内部管理体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。

記

1. 財務諸表の作成にあたって、その業務分担、所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する体制を整備しております。
2. すべての部署から独立した内部監査部門により、所属部門における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
3. 当社の重要な経営情報や業務執行状況については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上

損害保険用語の解説

■か行

【価格変動準備金】

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。

【クーリングオフ】

契約の取り消し請求権のことです。損害保険の場合には、保険業法の定めにより、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の取り消しができる場合があります。

【契約の解除】

保険契約者または保険会社の意思により契約を消滅させることを、解除といいます。具体的には、保険契約者からの申し出による解除(いわゆる解約のことです。)、告知義務・通知義務違反による保険会社からの解除などがあります。

【契約の失効】

すでに有効に成立している契約が、将来に向かって効力を失うことを、失効といいます。具体的には、保険の対象であるペットが死亡した場合に、その保険契約は失効となります。

【告知義務】

保険契約者は保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出ていただくこと、及び重要な事項について事実と反することを申し出てはならないという義務をいいます。

■さ行

【再保険】

保険会社が引き受けた元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分について別の保険会社に保険を付すことです。再保険することを出再保険、再保険を引き受けることを受再保険といいます。

【再保険料】

再保険に際して支払われる保険料のことをいいます。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称したものです。

【指定紛争解決機関】

2009年6月に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関であり、銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。金融機関は指定紛争解決機関との間で、(1)苦情処理・紛争解決手続きの応諾、(2)事情説明・資料提出、(3)手続実施者の解決案の尊重といった内容を含む契約締結が求められています。

【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金です。

【責任準備金】

将来の保険金支払いなどの保険契約上保険会社が負う債務に対して、あらかじめ保険会社が積み立てる準備金です。

【ソルベンシー・マージン比率】

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標の一つです。行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用されており、この数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

【損害保険契約者保護機構】

引受保険会社が破綻した場合に保険金等を補償する仕組みで、すべての損害保険会社が加入しています。

【損害率】

支払保険金の収入保険料に対する比率をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

【そんぽADRセンター（損害保険紛争解決サポートセンター）】

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会が設置する損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織です。損害保険会社に苦情解決依頼をするなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で解決がつかない場合には専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から紛争解決手続きを行います。

■た行

【大数の法則】

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率が全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

損害保険用語の解説

【重複保険】

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合、また、複数の保険契約の保険金額（契約金額）の合計額が保険価額（保険の対象であるものの実際の価額）を超えている場合があります。

【通知義務】

保険を契約した後、保険の対象を譲渡するなど契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者に保険会社に連絡していただく義務をいいます。

■は行

【被保険者】

保険の補償を受けられる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあれば、別人のこともあります。

【被保険利益】

あるものに偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とあるものの間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金をお支払いすることを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【保険期間】

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間です。この期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料の払い込み以前に生じた損害は、原則として保険金のお支払いの対象となりません。

【保険金】

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭をいいます。

【保険金額】

ご契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められています。

【保険契約者】

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

【保険契約準備金】

保険会社が保険契約に基づく責任を遂行するために積み立てる準備金で、前述の支払備金及び責任準備金があります。

【保険事故】

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。

【保険証券】

保険契約の成立及びその内容を証明するために、保険会社で作成して保険契約者に交付する文書のことをいいます。

【保険の対象（保険の目的）】

保険を付ける対象のことをいいます。ペット保険ではペットがこれにあたります。

【保険引受利益】

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。

【保険約款】

保険契約の内容を定めたものです。保険約款は保険契約に共通の契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補足・修正する特別約款（特約）から構成されます。

【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

【保険料即収の原則】

契約の終結と同時に保険会社が保険料の全額を領収しなければならないという原則のことです。

■ま行

【免責】

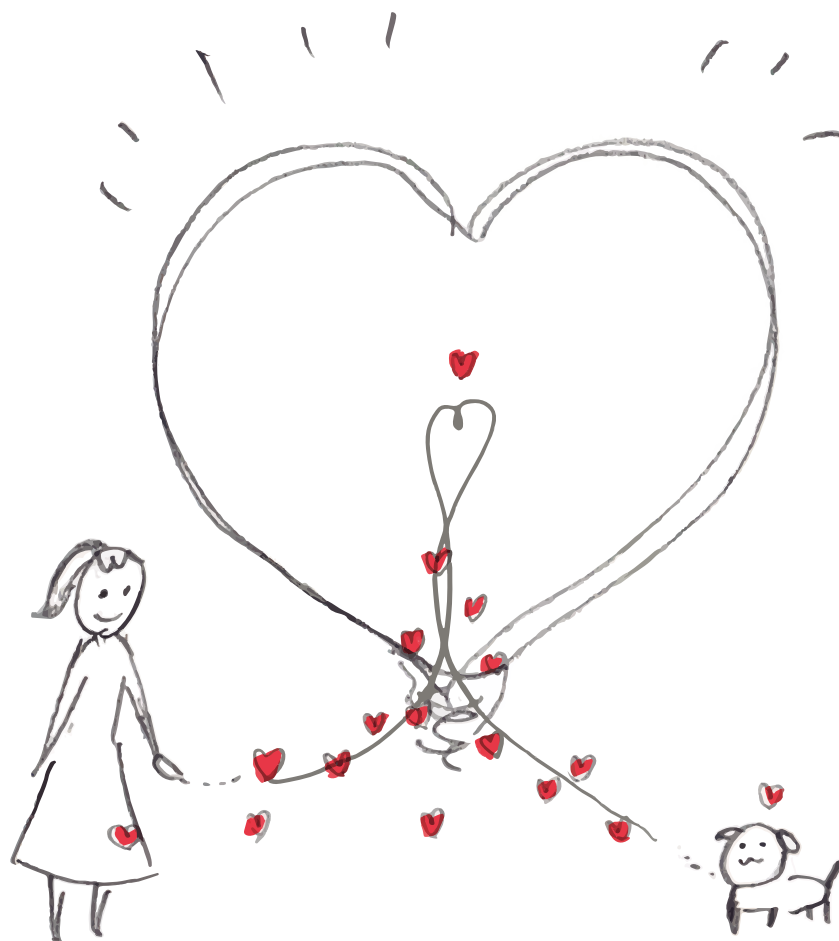
保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険金支払いの義務を負いますが、保険約款に定められた特定の事項についてはその義務を免れることになっています。例えば、保険契約者等の故意による事故、地震、噴火、津波等による事故などがあります。

【免責金額】

保険契約者の保険料負担の軽減を目的として、小損害を自己負担するために設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、通常、免責金額を控除した金額が支払われます。

【元受保険料】

保険会社が元受保険契約に基づき保険契約者から受け取る保険料のことです。



きみが、心の発電所。

私たちは知っています。
どうぶつが人の心を灯してくれることを。

どんなに落ち込んで帰っても
ちぎれんばかりにシッポをふって出迎えてくれる家族がいます。
私たちの弱くてもろい心を充電してくれる
世界一かわいい発電所。

そんな大きなエネルギーをくれる小さなあの子が
ずっと幸せでいられますように。

お客様からのお問い合わせ窓口（2017年7月1日現在）

■あんしんサービスセンター

0800-888-8256

受付時間：平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30

■お客様相談センター（ご意見・苦情等のご相談窓口）

0800-111-1091

受付時間：平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30

ディスクロージャー誌
アニコム損害保険の現状 2017
2017年7月発行

アニコム損害保険株式会社 経営企画部
〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1
住友不動産新宿グランドタワー39階
03-5348-3777 <http://www.anicom-sompo.co.jp/>



アニコム損害保険株式会社
<http://www.anicom-sompo.co.jp/>

B6001-1706-10